

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

出席議員	一番	鈴木浩之
	二番	安藤浩孝
	三番	廣瀬和良
	四番	中村広一
	五番	福井裕子
	六番	立川良一
	七番	戸部哲哉
	八番	井野勝巳
	九番	日比玲子
	十番	田中五郎
欠席議員	なし	

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書	記	高橋善明
議事書	記	木野村幸子
議事書	記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 一般質問

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
會計室長	渡辺雅尚
教育課主幹	末松豊生

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二まで

午前九時三十二分 開議

一、議長 井野勝巳君 それでは、改めましておはようございます。

連日御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

御苦労さまでございます。

二十四日に第九十二代の麻生総理が誕生いたしましたして、新内閣の顔ぶれが発表されたところでございます。総理が一番考えるのは景気回復ということを中心に打ち出したような形でございませうけれども、こういった総理の考えが中央財政にも大きな影響を及ぼしてくるんじゃないかと思えます。

いずれにしても、また解散総選挙ということも言われる中

で、どれほど地方に影響してくるかなあといいところで、注目を
してまいりたいと思います。

それではただいまから第四回、二日目の会議を開催いたします。
ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しており
ますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十年第四
回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名
議員は、会議規則第一百二十二条の規定により、議長において七番戸
部哲哉君及び九番日比玲子君を指名いたします。

日程第二 一般質問

一、議長 日程第二、一般質問を行います。
通告書の受領の順序により質問を許します。

最初に、中村広一君。

一、四番 中村広一君 おはようございます。議長のお許しをいただ
きましたので、私は二点の一般質問をさせていただきます。

ことし七月二十六日に、アピタの屋上で観光協会主催のビアガ
ーデンを行いました。キリンビールとアピタの協賛で、長良川で
行われた中日花火を見ようという企画で、千人以上の方に集まっ
ていただき、楽しいひとときを味わっていただきました。観光協
会の人は、ボランティアで一生懸命働いていただきました。元氣
のある町であることを他の町にアピールをしたいという考えがご
ざいました。

参加していただいた方には大変喜んでいただき、来年もぜひや
ってほしいという意見も多く聞きました。でも一方、ほかの人か
らは、観光協会の行事では難しい。商工会の行事ならわかるとい

う意見もいただきました。町制百二十周年記念ということで、一
回限りのビアガーデンですが、やってよかったと今では思ってお
ります。

それでは、質問に入らせていただきます。

一点目は、家庭から出る生ごみについてお伺いいたします。
行政が一番悩むのはごみ問題です。買い物袋を有料化したこと
でかなりのごみ減量になっていいると思われま

す。先日、住民の方から呼ばれまして、段ボールコンポストを見に
来てくれと言われ、見に行ってきました。

昨年六月から大垣市の市民団体が取り組み始めました段ボール
コンポストです。百五十人の市民モニターでスタートし、今や千
二百世帯、二千六百個まで広がっております。

段ボールコンポストの仕組みは極めて簡単で、価格も安く、新
聞でもテレビでも取り上げて、本物だと思えます。そんなよいも
のがあれば当町でも研究して、行政が広めても悪くないと思いま
す。

実際、町内の方も使っていて、徐々に利用者の輪が広がってお
ります。ただ、大垣市まで購入に行かなければならず、不便な点
もあります。町が少しでも助成をし、行政が導入することで不便
さも解消できれば、瞬く間に普及するものと思えます。ぜひ導入
を検討されてはいかがでしょう。

次に、私は平成十七年十二月に一般質問で、旧本巣郡の職員
の悲報の数を十年分報告させていただきました。今も町幹部職員が、
岐阜市民病院の方で入院されてみえます。健康管理も問題ですが、
病の一番の原因はストレスだと言われております。一人の職員に
多くの負担を与えているのではないのでしょうか。

職員の定数、組織の見直しを考えられてはいかがでしょう。

この十年で亡くなった職員の数、瑞穂市では二人で、本巢市は一人、何と北方町では六人です。職員の数といえますと、瑞穂市が三百七十四人、本巢市は三百六十人、北方町は百三十三人です。激務というほかないのでしょうか。

この数を町長はどう思われますか。お考えをお聞きしたいと思います。

一回目の質問とさせていただきます。

一、町長 中村議員の御質問に対してお答えをさせていただきますと思います。

段ボールコンポストの問題につきましては、調べてみますと北海道がそもそもの発祥地ということを知っています。従来行っております庭田などに設置をいたします生ごみ堆肥器の容器では冬季に凍結をしましてしますので、屋内でも堆肥化するためにということ、そもそもは北海道で発祥をしたというふうに言われているように聞いておるわけでございますが、今は福岡県などでも取り組まれておりますし、自治体によりますと補助金を出して積極的な運動を展開しておるところもあるようでございます。

岐阜県におきましても、議員御指摘のように、大垣市でボランティア団体が取り組みを開始して、現在では多くの家庭で実施をされているというふうに承知いたしておるところでございます。

今さら申し上げることもないでしょうけれども、この段ボールコンポストの仕組みは、二重の段ボール箱を活用して、生ごみを分解する微生物が活発に活動することによってその仕組みができておるものでございまして、おおむね三カ月に三十キロから四十キロの生ごみが処理できるというふうに聞いておるところでございます。主に堆肥として家庭菜園などに利用をされておるようでございますが、現在、北方町におきましても、お聞きをいたしま

すと、一部の家庭においてその取り組みがなされておるというふうに聞いておるところでございます。

今、北方町では、御案内のように生ごみのシールを各家庭に配布いたしました、その生ごみの減量化に努力をされてシールに余裕ができた方々に、それぞれEMボカシ専用器とか、あるいはEMのボカシだとかアクリルたわし等々の品物と交換できるシステムをとっておるわけでございますが、これに今おっしゃいました段ボールコンポストを交換の品目に加えるなどして取り組みの促進を図る一つの手段としてみてはどうかというふうに、ただいまのところは考えておるところでございます。

ただ、御指摘のように、この製品の取り扱いにつきましては、北方町内では現在のところその取扱店といえますか、そういうものがございませんので、大垣まで行かなければならないというような不都合も一方であるわけでございますが、いずれにいたしましても、この方法が大変有効であるということになれば、そういうような形で現在の制度にプラスチックを、生ごみのシール券との交換等の製品にしてみたらどうかということを考えて、採用に取り組んでまいりたいと思っておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、職員の健康管理について御心配をいただきました、大変恐縮に思うわけでございます。

大したことではないかもしれませんが、今、議員は十年で六名とおっしゃいましたが、ちょっと点検をいたしますと、平成十三年、平成十五年、平成十六年、平成十七年に各一人ずつ、もちろんまことに貴重で逸材な人物ばかりでございますけれども、失っておるわけでございます。いづれにしても、近辺の他の市、今議員の御指摘によりますと、本巢市と瑞穂市に比べますと、私ど

もの町はそういう不幸なことが多いわけですから、二、三の死亡者の数などはこの際問題ではありませんけれども、そういう状況であるということを御認識いただけたらありがたいと思っておるわけでございます。

さてそこで、それではこうした現象は何が原因するのかという分析が当然必要であるわけですが、議員は職員定数の削減によって、一人当たりの事務量増加から来るストレスに起因するとの立場から、職員定数を見直してはどうかということを求められておるわけでございます。

私は、議員の主張を一〇〇％否定する確信を有しておりませんが、けれども、例えば日常の健康管理が十分であるかどうか、自分自身のですね。こういうことも一つの課題でありましょうし、あるいは昨今大変世情として公務員バッシングの傾向が強くなっておりまして、私が町長室におりましたも、半日ぐらいいどなり散らして帰っていくお客様もおるようでございますから、そういうような行為、環境というものが職員に大変ストレスやプレッシャーになって作用しておるのではないかと等々、いろいろ多角的な面からその原因の追求をするということが必要なんではないかというふうに思っておるところでございます。

私どもといたしましても、従来からでございますが、年一回全部の職員に健康診断を実施いたしておりますし、任意でありますけれども、人間ドックに対しても補助を共済会がするようにいたしておりまして、また議会にも御了解をいただきまして、医師による健康相談というものを、お医者さんに役場に直接来ていただきまして、毎月第二、第四の火曜日に健康相談を行う等々、行っておるわけでございます。

その一方で、福利厚生事業でございますけれども、慰安旅行も

従来どおり行っておりますし、八のつく日をノー残業デーとするなどの施策を講じておるところでございます。

このように、職員の健康管理につきましては常々心を砕いておるところでございますけれども、それでもなおそうした病気が後を絶たないということは大変深刻な問題でございますし、一層その健康管理に努めてまいらなければならないと思っておりますのでございます。

ちょうど一年前になりましたけれども、社会経済生産性本部というところがございまして、ここが地方自治体の四七・七%でうつなどの心の病を抱える職員が増加傾向にあるという調査結果を発表いたしておるわけでございます。それによりまして、心の病で一カ月以上休んでいる職員がいる自治体が五三・四%。この傾向は、大きな自治体ほどその割合が多くなっている、こういう調査結果を発表いたしておるわけでございます。このことから、ストレスによる発病が多いようでございます。したがって、職場環境を整えて、一人ひとりの自己管理を徹底していくようにしたいと思っておりますのでございます。

過去にお亡くなりになった方々の病状を見ましても、がんなどの内臓疾患などでありまして、過労死に該当するものではございませんけれども、ストレスにより発がん性の促進があるとの説もございしますので、今後とも私どもも注意を喚起いたしてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

職員定数につきましては、現在、定員計画に沿って職員採用や人員配置を行っておりますのでございますから、今後権限移譲など本格化して進んでまいりますときには、十分そのことも配慮しなければならぬと思っておりますけれども、その見通しがはつきりいたしますまでは、大変恐縮でございますが、私といた

しましては、現在の定員計画に沿って事を進めてまいりたい、こういうふうな思っておるところでございます。

一、四番 中村広一君 ありがとうございます。

まだ少し生ごみの中にチラシが入っているのが現状だそうです。こちらの方の徹底もちょっとお願いしたいと思えます。

段ボールコンポストは、ぜひ早急に対処をお願いしたいと思います。

また、九月の初めには十年前に巢南町役場を退職した五十八歳の職員が亡くなられ、おとついは五十三歳の瑞穂市の現職の職員が亡くなっております。

ぜひ管理体制をいま一度考えていただくをお願いいたします。して、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。ございました。

一、議長 次に、安藤浩孝君。

一、二番 安藤浩孝君 それでは、暮らし、安心・安全から四点ほど、きょうは質問をさせていただきます。

それではまず一つ目でございますが、三月議会の一般質問で、本巢消防署付近におきましてのバス停新設についてお尋ね、お願いをしました事項は、行政担当とバス事業者、道路管理者との粘り強い交渉におきまして、十月一日より、名称「本巢消防署前」として運用を開始することになりました。行政並びに関係機関にお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

現在、国道一五七号線、三〇三号線を利用し、忠節方面へ運行しているバス路線、いわゆる旧揖斐線の代替路線は、政田・忠節線、モレラ・忠節線、大野・北高線、岐阜高専線の四路線、合計七十九本のバスが運行されておりますが、そのうち、モレラ・忠節線に限っては、栄町バス停、これは堀部工務店の前でございま

すが、隣町、本巢市高砂町までバス停が一つもなく、旧名鉄美濃北方駅を利用していた人たちは、つまり北方町西部地区 加茂町、戸羽町、俵町、増屋町、梅野町）及び新加茂土地画整理地区の住民は、一五七号線にバス停がないために大変不便でありました。このたびバス停が設置されることにより、北方町西部地区には一時間に一本のバスが三十分間一本の間隔となり、大変利用しやすいものとなりました。何よりも、家の近くでバスに乗れるという身近な生活の足として利用、活用されるものと期待をしております。

ここでお尋ねをいたします。

今回設置されることになりましたバス停には、雨風がしのげ、ベンチで座って待っておられるお年寄りに優しい停留所にしていただけませんかでしょうか。北方町に残された公共交通手段バス路線、一人でも多くの人が快適にバスを利用していただける環境づくりをお願いできませんでしょうか、お尋ねをいたします。

また、このバス停新設につきましても周知が、広報「きたがた」九月号に掲載をされておりましたが、設置場所等が地図などを用いて記されていないことや、時刻表が記されていないことで住民、利用者にはわかりにくく、利用者に優しい周知事項ではないのではないのでしょうか。お考えをお聞きたいします。

二つ目に、バスターミナルと公共交通政策についてお尋ねをいたします。

町民が生きがいと豊かさを実感でき、北方町に誇りを持っているつまでも住み続けたいと思うことができるような豊かで住みよい地域社会の創造」をまちづくりの基本理念とする第五次総合計画は、平成十三年度を初年度とし平成二十年度を目標年次とする八カ年計画であり、今年度において終え、平成二十一年度からの

第六次総合計画がスタートをいたします。これは町政推進の根幹としてあるべき諸施策の基本的な構想であり、住みよいまちづくりを推進、計画をするものであります。

この第六次総合計画を策定するに当たり、今後のまちづくりについて、町民の意見、そして考え、要望を聞き、それらを総合計画に反映させるために、町は去年の十月、十一月にかけてアンケート調査を実施されました。

この結果は、広報「きたがた」八月号に掲載をされまして、調査項目は、生活動圏、町行政情報、北方町の住みよさ、町政の取り組みについて重要度並びに満足度、住民参加のまちづくり等十五項目について調査が行われました。有効回答者が八百八十人とということで、町民約二十人に一人がこのアンケート調査に参加したということ、かなりの強い信頼度がある調査結果であると同時に、こうしたアンケート調査を分析した一つ一つの項目を、精査、直視し、今後の町政の取り組みを通して、より一層魅力あるまちづくりに努めていきたいと思えます。

町総合計画づくりのアンケート調査結果報告書の調査結果を見てみますと、北方町への継続居住意向調査では、これからも北方町に住み続けたい人は七割、六九・七%を占めておる一方、町外へ移転したい」と回答した人は一割超、一一・九%でありました。

町外へ移転したい理由についての回答では、圧倒的に高い数値を示したのが、「交通の便がよくない」が五五・二%と最も多く、次いで「町に将来性や魅力がない」が四五・七%と続き、三位には「通勤や通学に不便」が二七・六%となっております。

交通の便がよくない、通勤や通学に不便、この二項目の数値を合算しますと、何と八二・八%の人が町外へ移転したい理由の最

右翼に上げております。

この町外へ移転したい理由の年代別では、二十歳代では「交通の便が悪い」「通勤・通学に不便である」という理由は、第一位の「町に将来性がない」六一・五%から大きく離されて三八・五%と中位であります。これが三十歳代では最上位の五〇%、四十歳代においては八三・三%と、年齢が上がるにつれ公共交通への依存、期待が高まっておるものと読み取れます。

次に、このアンケート調査から見る町政の取り組みの評価についてであります。

町の取り組みの重要度・満足度の結果を用いて、町民のニーズを把握する指標であるニーズ得点を算出した結果、バス路線の充実が二五・〇%が最高点で、最も高いニーズがあることを示しました。前回調査、これは平成十一年でございましたが、このバス路線の充実は上位五位にも入っておらず、この八年間の間、北方町を取り巻く公共交通の環境変化、とりわけ平成十七年三月、名鉄揖斐線の廃止が大きな影を落としているものと考えられます。

次に、北方町の将来像についてのアンケート結果であります。北方町の希望するまちづくりについては、「道路や歩道、バス路線が整備された交通の便がよい町」が、順位が一番で三六・九%と最も高い数値、高い支持を受けました。前回調査、平成十一年では第四位で二六・八%でしたが、今回は一〇ポイント上昇したわけで、この項目もライフライン、鉄道の廃止が影響しているものと考えられます。

これらアンケート調査の分析から、町民はバス路線の充実を最重要項目として進めていただきたいと願い、また北方町の将来像は、道路や歩道、バス路線が整備された交通の便がよい町を目指すべきと一致しており、これらを実施することによって町外へ移

転したい最大の要因が解消され、これからもこの町に住み続けた
い人が今以上にふえるものと思われれます。このことから、公共交
通機関の整備・充実がより一層求められておるものと言えます。

ここで町長にお尋ねをいたします。

豊かで住みよいまちづくりを進めるための第六次北方町総合計
画づくりのためのアンケート調査の分析結果を客観的、主観的に
見てどう思われましたか、お聞かせを願います。

関連しまして、町長がお進めになっておられますバスターミナ
ル構想についてお尋ねをいたします。

これは鉄道が廃線になり、鉄道を失った喪失感、打ち沈み、打
ちおれる町民に、この構想は二筋の光であります。新たなまち
づくりの礎として、町のあるべき装置の一つとして位置づけ、進
めていかれることに、内外からの期待と評価が高まっております。
町内を走る七つのバス路線を一日百八十一本運行のバスターミ
ナルに集約し、利便性の向上を図り、新たな需要を喚起し、岐阜
西部地区の一大拠点となり得るバスターミナルの一日も早い実現
をお願いするものであります。進捗状況はどうなっておりますで
し
ようか、お聞かせください。

岐阜市と岐阜バスでは、九月二十日、岐阜大学附属病院に乗り
継ぎ拠点、トランジットセンターを設け、路線を幹線と支線に分
ける新方式と、パーク・アンド・バスライド、サイクル・アン
ド・バスライドの社会実験が始まりました。これは駐車場、駐輪
場とバスを組み合わせました新交通システムであります。

当日、出発式に行っていましたがいりませんが、利用促進や温暖化対策
はもちろんのこと、定時運行の確保と利用者にはわかりやすいもの
となっておりますというふうに感じました。

関連しまして、次の質問をさせていただきます。

ことし八月、夏休みを利用して、横浜から四人連れが、鉄道フ
アンということで、暑い日中、私の店へやってきてくれました。
小学生の子供は息も絶え絶え、やっとのことで店にたどり着きま
した。状態があまり尋常ではないため聞いてみますと、路線が複
雑でわかりにくく、加茂のバス停から歩いてきたとのことであり
ます。小学校二年生に、夏の日中三十七度の炎天下、加茂から柱
本は遠い道のりでございます。

そういったことを含めて、公共交通、バス路線、わかりやすく
便利で使いやすいものとしていかなるはなりません。また、高
齢者等交通弱者の移動手段の確保、交通不便地域の改善、地域内
の日常生活における通院、買い物等の需要に対応するため、コミ
ュニティバスの導入など、将来にわたってのしっかりとした公共
交通政策を進めていかなるはなりません。それには市民や町や
バス事業者、道路管理者による、国土交通省が認める交通政策法
定協議会の立ち上げが必要だと考えておりますが、町長のお考え
をお聞かせください。

次に、北方町の防災について御質問をいたします。

まだ記憶も新しいわけですが、昭和四十九年七月二十
四日から二十五日にかけて、北方町では大変な豪雨で、床上九十
三戸、床下四百八十八戸の住宅が水につかりました。また、昭和
五十一年には、九月八日から降り出した雨は九月十一日までの四
日間で千ミリを超え、長良川で堤防が決壊し、県下では未曾有の
水害で、本町におきましても床上百七十九戸、床下六百六十八戸、
百二十ヘクタールの冠浸水をし、災害救助法が適用され、多数の
被災者並びに災害のつめ跡を多く残しました。

さて、ことしの夏は、気象庁によりますと例年よりも豪雨に見
舞われることが多く、全国に千三百カ所ある降水量の観測地点、

アメダスのうち五十九地点で一時間当たりの雨量が過去最多記録を更新いたしました。時間雨量五十ミリ以上、これは「滝のように降る非常に激しい雨」であります。その頻度も例年より多く、八月二十九日、愛知県岡崎市では時間雨量百四十六・五ミリ、同県一宮市で百二十ミリ、この百ミリを超しますと「息苦しくなるような圧迫感がある」とされているすさまじい猛烈な雨であります。本県におきましても、さる九月二日夕方より三日未明にかけて、時間雨量百ミリを超す記録的な集中豪雨が、大垣市、池田町、揖斐川町など一市二町で床上・床下百七十六棟が浸水をしました。そんな中で、池田町全町七千三百三十三世帯、二万四千七百二十三人に避難勧告が発令され、各地区公民館へ避難指示が出されました。避難勧告が発令された時間が午前一時五十八分と未明であつたということは、相当せっぱ詰まつた状況ではないでしょうか。また、その深夜の中、どのようにこの避難勧告の指示の情報と変わる状況の中、どう対応、どう向き合い動いたのか。仮に我が町でこのような事態が発生した場合はどうなるんであるうかと思ひめぐらせ、池田町の災害現場並びに役場に行つてまいりました。

私が今手にいたします書類は、二〇〇八年九月二日から三日、大雨洪水警報対策状況時系列ということで、ドキュメンタリーでどのように避難した、どのように人が動いたというのが列記されておるものであります。

九月二日、十三時三十三分、大雨洪水警報発表を皮切りに刻々と変わる状況、緊迫感の中で、一時五十八分避難勧告発令と、避難指示へと時間を追つて状況の変化がつづられておるものであります。幸いにして池田町においては人的被害はなかつたものの、

多数の床上・床下浸水被害が出ました。

ところで、池田町においては防災に關しまして、ソフト面・ハード面ともに充実してはいるものの、深夜未明の発令という状況下では職員の招集がままならず、体制が整わなかつたというふう聞いております。

そこで、我が町はどうかと危惧をしていましたところ、本町では九月七日午前七時三十分、地区災害緊急連絡所設置訓練が敢行されました。町職員百二十名中九十九人が参加し、所定連絡所への集合は、九割以上の職員が一時間以内に到着をされたというふうに聞いております。中には八分で到着された方もいるということで、職員の緊急時における対応がとれましたことに安心をいたしました。これはひとえに町職員の防災意識並びに危機管理の高さを誇れるものと思ひます。

全戸配布されました洪水ハザードマップに掲載されておりました洪水時の情報伝達についてお尋ねをいたします。

避難準備、勧告、指示等の情報を防災無線において町民の皆様にお知らせすることでありますが、町内においては音声が届き取りにくい難聴区域、情報伝達空白域があるように思われますが、伝聞ではなく調査把握をされたことがありますか。また、その解消法はどうお考えですか、お聞かせください。

七月二十八日、愛知県犬山警察署で、落雷により一時間以上電話、通信施設が麻痺し、大混乱したということを聞いております。池田町でも、今回の災害で落雷により数時間にわたつて防災無線が使用不能に陥りました。避雷装置を含め、不測の事態でのバックアップシステムの構築は何かお考えでしょうか、お聞かせください。

また、マップには防災無線のほか情報伝達方法として戸別訪

問、危険区域内の自治会長、電話等が記されておりましたが、どのように具体的に町民の皆様にお知らせするのをお聞かせください。

また今回、岡崎市、三河地区の水害においてもクローズアップされましたが、ボランティアの方が全国から、休日などを利用してたくさんの方が応援に駆けつけられました。受け入れ側の対応不足により円滑な運営ができなかったというふう聞いております。当町においての災害時における班編制表の冊子を見ましたが、ボランティアの受け入れ体制が整備されていないように思いますが、いかがでしょうか、あわせてお聞きをいたします。それでは最後の質問になりましたが、樽見鉄道の利用支援について質問をいたします。

樽見鉄道の前身、樽見線は大正十一年に敷設予定鉄道路線となり、大垣より越前大野、石川県金沢までの計画路線となり、昭和十年、大垣・樽見間、三十五・三キロを三工区に分割して着工、戦時中、一時中断を余儀なくされましたが、工事再開後、昭和三十一年三月三十日、大垣・谷汲口間で開通、昭和五十六年、国鉄再建法において特定地方交通線に選定をされ、廃線の対象路線となり、その後、当町を含む関係市町村十二団体で樽見線対策協議会を設置し、幾度の協議会を経て、昭和五十八年、対策同盟総会において第三セクター鉄道の意見集約をし、昭和五十九年二月会社を設立、国からの転換交付金四億六千万円を初め転換促進差額補償などの交付金合計七億二千万円と、国からの手厚い潤沢な交付金を持って船出をしたわけであり、十月六日に運転営業を開始し、平成元年三月二十五日には樽見まで開通し、大垣・樽見間の全線開通になりました。

このような歴史を持つ樽見鉄道ではありませんが、開業当初は国

内経済情勢、個人消費に裏づけされた景気の拡大基調や淡墨桜などの桜輸送、イベント列車、通学生の増加、新線の開通ブームなどに乗って企業活動は活況を呈しておりましたが、バブル経済の崩壊後、景気が低迷し個人消費の冷え込みが厳しくなる中で、とりわけ子供の少子化に伴い通学者の激減、淡墨桜等の花見客、観光客の減少、とりわけ平成十八年三月には、旅客収入と二本立ての一つ貨物輸送がトラックの陸送になり、収入は片肺飛行となり、大きな打撃を受けたわけであり、

そういった厳しい運営状況の中、平成十九年度、県・関係市町では、運営維持補助金、基盤整備補助金など一億二百八十八万二千二百八十九円を交付支援し、平成二十年度から平成二十二年度においては樽見鉄道の第二次経営改善計画を承認し、支援を継続することを決め、三年間で三億七百五十八千円の支援をすることになったわけであり、当町におきましても、平成十九年度百五十三万円、平成二十年度から平成二十二年度まで三年間で合計六百万円の支援予定であります。

このように、樽見鉄道をこの地区の生活の足として必要だという認識から、沿線自治体では年間一億円を超える多額な補助金をもって支援体制をしいておるわけであり、

樽見鉄道という会社と補助金支援をしている行政、その間に中心に位置をする肝心の利用者、支える市民が見えてこないということから、樽見鉄道と行政では、既存の役所中心の連絡協議会のほかに市民が中心のマイレール促進協議会を平成十七年一月二十日に発足し、それは幅広い市民が公共交通、交通弱者への理解を深めるとともに、樽見鉄道を自分たちが支えるという強い思いを地域住民に持つてもらおう環境づくりをするものであります。

こうした中から幾つもの企画商品、企画列車が誕生しました。

当町では、平成十九年度、大垣城と美濃路めぐりウォーキングで北方真桑・大垣駅間で利用され、小学校での遠足、社会見学での利用は、平成十三年度二百十一人、平成十四年度はゼロ人、平成十五年度九十人、平成十六年度は三百十一人、平成十七年度二百五十二人、平成十八年度二百四十人、平成十九年度二百四十人、平成二十年六月末で九十人と、各小学校別での利用内訳では、北方小学校が十回、西小学校が六回、南小学校が五回となっております。

そこで教育委員会にお尋ねをいたします。

このようにマイレール協議会発足後、各小学校では樽見鉄道を利用した遠足等の企画に携わっておられる方々の御努力によってふえてきておりますが、さらにふやす取り組みはできませんでしょうか。

沿線には多数の史跡、名勝、文化財、産業、豊かな自然、見どころが一杯であります。また、北方町には電車がなくなり、鉄道に乗る機会が少なくなった今、車社会の中、自分の足で歩くことと徒歩プラス環境に優しい鉄道で行くウォーキング、町民歩け歩け運動を来年度計画されてはいかがでしょうか。

次に、樽見鉄道シルバー一八〇パスカードについて御質問をいたします。

このパスカードは沿線各市町村に住まわれる方で年齢が六十五歳以上の人が条件で、全線片道一回百八十円で乗車できるものがあります。有効乗車期限は一年で、会社に顔写真を郵送、もしくは持参すれば無料でパスカードを発行してくれるものであります。

このシルバー一八〇の発行状況は、平成十七年七月から平成二十年六月までの三年間で四千三百八十八人に上り、買い物、病院への通院、観光等、多くの人に利用、活用されておりました。北

方町の利用者は百二十二人で、全体の利用者の二・七％で、谷汲村の低位で最低位の利用であります。

そこでお尋ねをいたします。

町民のほとんど多くの方が、この樽見鉄道シルバー一八〇パスカードの制度を知られません。多くの方に知っていただき、利用していただくことが市民鉄道、マイレール意識を高め、利用促進につながると思います。平成十七年七月号の広報「きたがた」にべた記事で掲載をされましたが、再度、目が行くようなレイアウトで、載せましたよということではなく、利用していただきたいというような内容、形で掲載をしていただけませんか、お尋ねをいたします。

一回目の質問を終わります。

一、町長 多岐にわたって、安藤議員から御質問をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、六次総策策定のために行いましたアンケート調査の結果についてとバスターミナル構想の進捗状況について、それから公共交通法定協議会について御質問をいただきました。この三点についてお答えをさせていただきます。残余につきましては副町長並びに担当所管課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

六次総作成のためのアンケート調査の結果は、町の将来のために必要な施策について、まことに適宜に富んだ示唆を与えていただけたものと思っております。

とりわけ北方町の住みよさについて、「住みやすい」と感じる人が八一・二％を占め、「住みにくい」と答えた人の七・四％を大きく上回りましたことは大変うれしいことであり、自信と勇気をいただいたところでございます。

一方、町外へ移転をしたい人一一・九%のうち、交通の便がよくないが五五・二%で、比較的年齢の高い層であることは、これからの重要な課題として交通網の整備があるという認識を共有できたと思っておるところでございます。二十歳代の若い人たちにとって、町に将来性や魅力がないと映っていることが四五・七%に及んでおりますことは、私にとっては少なからずショックでございます。こうしたアンケート結果にこたえるためにも、交通網の整備と魅力あるまちづくりへの取り組みを欠くことのできない課題だというふうに改めて認識をさせていただいたところでございます。

お尋ねのバスターミナルの進捗状況につきましては、既に議会にも御報告をさせていただいておりますとおり、知事との間で賃貸によって設置することといたしておりますので、一日でも早く具体化できるように、県へのお願いを続けておるところでございます。近い将来といえますか、来年度の予算編成時には、具体的に県の方の取り組みが明らかにされると今期待をいたしておるところでございますし、住宅課との間に、副町長を通じていろんな連絡を取り合っておるところでございます。

なお、議員、交通政策法定協議会を設置してはどうかという御提案でございますので、ただいま私どもの方といたしまして、事務的な手続につきまして研究を進めておる段階でございます。バスターミナルをつくることだけで北方町の交通網の整備ができたというふうに判断をいたしておるわけではございませんので、長期的な展望に立って、北方町の交通網をどういうように持つていくかということを含めて、ぜひこの法定協議会において議論を深めていただき、北方町の交通網が整備をされて、アンケートにありますように、大勢の皆さん方が快適に感じていただけるよう

なまちづくりの第一歩とさせていただきますというふうに思っておるところでございます。

ぜひまた議員にもいろいろな点で御指導をいただきますようお願い申し上げます。

一、副町長 それでは私からは、この十月から新設される本巢消防署前のバス停についてと、樽見鉄道のシルバー一八〇についてお答えしたいと思います。

現在、町内のバス路線ですが、七路線が運行しております、町内にあるバス停は十九カ所、二十カ所目のバス停がこの十月一日より設置されます。本巢消防署前」であります。このバス停の名前ですが、名前は利用者にできるだけわかりやすい名前をつけるようにと安藤議員より前回、三月の一般質問で御指摘、アドバイスをいただきまして、公共施設の名前をとりまして「本巢消防署前」とさせていただきますのであります。

そこで、九月号の町広報で紹介しました掲載内容について、特にバス停の位置を「本巢消防署前」として地図等で明示してないのでわかりにくいとの御指摘であります。これは読まれる側、特に今回の新規バス停の「本巢消防署前」のバス停を利用される地域の方々とはそれ以外の方々とは、バス停の位置の掲載内容の受けとめ方かなりの温度差があるかと思えます。確かに利用される地域の方々に限っていえば、少し配慮に欠けていたと思えますので、今後は気をつけたいと思えます。

これにつきましては、岐阜バスの方で事前に、多分今週中ぐらいいになると思いますが、バス停の看板と時刻表を当停留所に設置することになっておりますので、ぜひ御理解のほどお願いしたいと思うわけでありませう。

次に、お年寄りや利用者により快適なバス停留所についての御質

間でありませんが、今までも既存のバス停には待合ベンチや自転車置き場を可能な範囲で設置してきております。

直近では、平成十八年度に自転車置き場を三カ所、平成二十年度、今年度ですが、事業者であります西濃信用金庫からの厚意、寄附によりましてベンチを二カ所、そのほかにも町費で四カ所、ベンチを新たに設置しているところであります。

なお、御質問の屋根付きの待合所等につきましては、地権者の協力や限られたスペース等の問題もありますので、できるだけ利用者の利便を図れるよう、今後も整備、努力していきたいと考える次第であります。

次に、樽見鉄道利用の促進企画で、シルバー一八〇についての御質問であります。この制度につきましては、平成十七年度から導入されまして、六十五歳以上の方が事前に登録をされれば、樽見鉄道を利用する際、百八十円の切符で一回の利用が距離に係らず乗車、利用できるというものであります。

例えば、根尾の樽見から大垣駅まで九百円のところが百八十円で購入できるもので、かなりの恩典、有利な切符であります。

ただ、北方町民の方が利用する駅は、ちょうど樽見駅と大垣の中間となる北方真桑駅でありますので、こうした運賃が安くなる特典がかなり軽減されることや、対象となる六十五歳以上の方の北方真桑駅までの足、交通手段がないことがこのシルバー一八〇の利用、登録が少ない要因かと思っております。

なお、登録実績ですが、平成二十年九月までの直近のデータによりますと、町民百二十九名の方が登録されております。全体としては四千五百十名のうちの二・九%の登録率となっております。全体とありますが、これは樽見鉄道への町からの補助金の負担割合、利用者割の二%にほぼ匹敵する割合の率となっておりますわけであり

ます。

なお、この制度につきましては、過去にも広報「きたがた」で掲載、周知するとともに、老人クラブの方にも呼びかけをしました。また、再度、今議員さんが言われるとおり、樽見鉄道の存続のためにも、少しでも利用していただけるような広報の掲載内容で周知するなど、利用を今後とも図っていきたくて考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上であります。

一、教育長 私の方からは、樽見鉄道に関する各学校等の利用増についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、公共交通機関の利便性とか、あるいは利用率の向上に尽力をされております安藤議員の御努力に対しまして、まずもって敬意を表したい、このように思っております。

さて、学校の利用につきましては、ございますけれども、安藤議員の御存じのとおり、学校が公共交通機関を利用する場合には、その学習内容や児童・生徒の安全性、あるいは経済性などを考慮いたしました。最終的には校長が決定をいたします。

例えば、北方小学校では、ことしも行っておりますが、京都・奈良への修学旅行では、往路を樽見鉄道と東海道本線を利用いたしまして京都へ向かっております。安全性を考えるのであれば、本来ですとバスが最適であるわけでございますけれども、学校の趣旨といたしまして、公民的な資質を高めると。例えば列車利用の仕方とか、マナーとか、こういう公民的な資質を高めるという教育的配慮を二義に置いておりますから、そのことよって樽見鉄道を副次的に利用し利用率を上げていくと、こういうふうに行っているわけでございます。これはどの学校もそのような立場で行っているというふうには御理解をしていただきたいと思います。

ます。

さて、樽見鉄道の性格から考えまして、教育委員会といたしましても、北小などの取り組みを含め、また家族で私的に利用する、こういうようなことも考え合わせながら、一人でも多く、あるいは一回でも多く利用されるよう、私どもも校長会を通しましてお願いしてまいりたいと、このように考えております。

次に、来年度の町民歩け歩け運動でございしますが、樽見鉄道を利用してはどうかと、こういう御提案でございします。

議員御指摘のように、平成十七年度には約八十名の参加者がございまして、九万三千九百円ほどお金を支払っております。平成十九年度は約九十名、ちょっとふえましたんですが、距離が近いということがありまして六万七千二百円ほどを支払っております。

ところで、こうしたウォーキングコースをどこにするのかと、歩け歩け運動のコースをどこに設定するのかと。これにつきましては、実は来年度につきましては、来年の一月ごろに北方町の体育指導委員会が町民のニーズを参考にいたしましたして、どこにするかということを決めていくこととなります。したがって、議員の提案を一つのどのコースにするかというコース決定の参考にさせていただきまして、できるだけ利用できるような配慮をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、町民のニーズとかいろんな条件がございしますので、そういうことを勘案しながら決めていきたいと、このように思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

一、総務課長 それでは、私の方から、安藤議員最後の質問でございますが、防災並びに危機管理について、御答弁をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、防災行政無線とは、非常災害時における災害情報の収集、それから伝達手段の確保を目的といたしまして、システムを構築しているものであります。

北方町におきましては、昭和五十一年に整備しましたアナログシステムの防災無線の老朽化も著しく、また町の基盤整備等によりまして、住宅密集地や建築物の様相も大変大きく変化してまいりました。そこで、時代に即応した施設整備が必要となりまして、平成十八年度に同報系の防災無線の整備を進めてまいりました。

このシステムは、アナログシステムからデジタルシステムに更新するもので、マスト及び拡声器の設置箇所においても音声伝達状況を確認し、調整しながら、十六カ所から二十二カ所へと増強整備させていただきました。しかしながら、さまざま要因により音声伝達状況が芳しくなく、音がうるさい、また聞こえが悪いとの苦情をいただいているところもございします。このような場合に、つきましては、担当者により現地での調査・確認を行うとともに、可能な限り改善を図るべく、個別の対策を講じているところであります。

この機器に係る非常時のバックアップ体制といたしましては、停電に備えまして役場庁舎南側に非常用発電装置を整備いたしまして、電源供給体制を確保いたしております。また、雷対策につきましては、ポール部分に避雷針を設けまして雷を逃がし、アンテナ部分には保安器を設けまして、アンテナ線から無線機本体への雷進入防止のための同軸避雷器を設けたほか、電源部分からの雷の進入を防御するため、電源装置部分に耐雷トランスを中継させる等、諸対策を講じております。

また、万が一庁舎が機能不全に陥った場合、システムの継続活用を図るための手段といたしまして、持ち出し可能な携帯型の親

局ともいべき非常用可搬型送受信設備を整備しております。これを任意にいろんな場所に設置いたしまして、ここから同報系の通信を行うことが可能でございます。また、子局につきましては、避雷針等の落雷対策がなされているほか、それぞれに設置された非常用蓄電池により、停電時二十四時間まで非常通信が可能なた体制になっております。

次に、洪水時の情報伝達方法でございますが、まず第一の手だてといたしまして、防災行政無線による周知を行います。これに加えまして役場の広報車両、並びに消防車両によりまして、各地区の情報収集を行いながら、同時に地区別伝達を行います。さらに、対象地域の自治会長さんに個別の電話連絡を行います。自治会ごとに電話連絡等により情報伝達を行っていただく手段も想定しております。このため、年度当初に各自治会に災害時の班編制をお願いしており、これが有機的に機能するよう、防災訓練時にも情報収集・伝達及び災害弱者安否確認等の訓練を必須項目として実施いただいているところであります。ただ、この方策が実際に有効に機能するためには、継続的な取り組みが必要であり、日ごろから繰り返し訓練をすることが重要であります。町におきましては、今後とも住民主体の防災への取り組み向上に対しまして、全力を挙げてバックアップを行ってまいりたいと考えております。

最後の、災害時におけるボランティアの受け入れ体制でございますが、当町では平成十五年度より、災害ボランティアセンター運営及び運営を自主防災訓練の訓練内容に取り入れ、住民の皆様方に対しましてその周知を図るとともに、取り組みを進めてまいりました。現在、想定しているボランティア受け入れ策といたしましては、災害ボランティアセンターを生涯学習センター内に設

けまして、ここに救援依頼等の住民ボランティアニーズを集約し、生涯学習推進室の職員や町民有志によるボランティアコーディネーターにより、寄せられたボランティアニーズのマッチングを行います。その活用を図ることとしております。また、活動に対する保障といたしましては、ボランティア保険への加入を義務づけ、万が一の事故のための救援ボランティアに対する支援策を講じることとしております。

いずれにいたしましても、行政が講じる手だてには限界があります。日ごろから知識と備えを万全にしておく必要がございます。災害に対する備えは、以前備えておいたからと安心せずに、年に一度は家庭内での防災対策を確認することが大切ではないかと思っております。また、災害時にとる行動は、自分の身は自分で守ることです。もし、自分自身がけがをしたら、救助活動や消火活動をすることもできません。

町におきましても、今後ともほかの自治体の事例等を研究しながら、一層効率的な体制づくりを図ってまいりたいと考えておりますので、安藤議員、御指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

一、二番 安藤浩孝君 今、村木課長の方から防災無線についていろいろお聞きいたしました。これ、今現在、二十三本マストが上がっておるが、今二十二本と言われたが、二十三本じゃないですか。そうですね。

それで、この聞き取りにくい、聞こえない地域が、現地の方から電話なり苦情が出て、現地へ行って確認されたというふう聞いておりますが、大体今、北方町、例えばハザードマップでは洪水すると水色で塗ったりしますね。そういうったような地図にプロットして、例えばその空白地域がどの程度あるんだということ

把握されておりますか、お聞かせください。

一、総務課長 正直申しまして、現時点でございますが、平成十八年度に同報系を整備させていただきました、ここ二年ほどたつわけでございますが、今の状況では個々の苦情、個々の要望等に対応できる現地の調査とかいうことは実施しておりますが、地図に落としてマッピングするというのは、まだ今進めておりませんが、これからはそのあたりもあわせて進めていきたいと考えております。

二、安藤浩孝君 防災無線の設置の基本というのは、町民の生命・財産を守るということで、いち早く情報を伝えるということが第一なわけで、それでこういった防災無線は一〇〇%の人が情報を得られなければ意味がないと思うんですね。十人のうち五人しかそういう情報を聞かなかったということでは問題があるんじゃないかというふうに思います。

今回、岡崎市でもお二人ほど亡くなってみえるんですね。独居老人の方がお二人ほど、水に流され、あとは水没して亡くなってみえるんですけど。避難勧告の通報が出る一時間前に水死で亡くなっておる。一人の方はもう川に流されておるということで、情報伝達が本当に大事なことだというふうに私は思っております。

例えば、その空白地域においては戸別の受信機を無償で貸与するなり、いろんな形ができると思いますので、まずはそういった空白地区が北方町の五キロ平方の中ほどの地区ぐらいにあるんだということをつかんでいただいて、そのつかんでいただいた地区については、今行ったように戸別受信機を持っていただくとか、またそれが無理なら広報車で重点的に回っていただくとか、そういう対策はとれると思いますので、まずは調べて、どの程度あるんだということ、そこからスタートして、この防災無線について

考えていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

一、議長 それでは、五分間休憩をさせていただきます。

午前十時三十八分 休憩

午前十時四十六分 再開

一、議長 再開をいたします。

次に、日比玲子君。

二、九番 日比玲子君 議長の命を得ましたので、一般質問をいたします。

まず学校給食についてであります。食の安全が今問われていますので、そのことについて教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。

かつて日本の食料自給率は、一九六五年は八〇%近くありましたが、今や四〇%に落ち込んでいます。なぜこんなことになったのでしょうか。それは一九八〇年代、あの中曽根内閣のもとで、前川レポートによって車や電気製品の輸出をする、そのかわりに農産物を輸入する政策がとられたからであります。今日においては農業の担い手も高齢化し、また中山間地では集落の維持さえできにくい限界集落さえ生まれてきています。

投機マネーとか、あるいは中国、インドなどの経済成長で、穀物の急騰で食品が大変な値上がりをしています。その上に地球温暖化が言われ、日本のフードマイレージというのは、今や世界一にもなっています。そういう中で、日本の食卓には食肉偽造、あるいは産地偽造、中国産のギョウザにメタミドホスの混入事件、今度はまたミニマムアクセス米として輸入した汚染米が食用として、またその米をのりにしてつなぎなどとして病院、あるいは学校給食まで、大変な広がりを持っているわけでありまして。

そういう中で、食に対する安全は大きく揺らいでいます。なぜこんな汚染米が流通するようになったのでしょうか。それは一九九五年に食糧法が廃止され、食糧法に変わりました。そのため、今までの登録制から、小泉内閣の規制緩和によって届け出制になり、だれでも米の売買ができるようになりました。日本においては、今四〇％の減反をさせながら、ミニマムアクセス米として消費の七・二％に相当する七十七万トンを入力しています。私も今までは、これは義務米だと思っていたわけですが、いろいろ調べてみますと、それはWTOの輸入の機会を提供することということで、別にこうしたものを輸入しなくてもいいということだそうであります。

そういう中において、では町の学校給食はどうなっているのでしょうか。お米は県内産のハツシモで、この汚染米の事件が起きたときに教育長は、お米に対しては大丈夫だということを言われました。加工食品が問題になるわけですが、これは原産地まで追求していくことはとても無理だそうあります。給食センターでの農産物の使用は、サヤインゲンがタイ産の冷凍、ほかは国産、県内産が使用され、町内産は旧郡内産がカキ、キウイなどであります。

町では減反が四〇％、少しでもそれを活用できないかという問題もあります。おじいちゃんやおばあちゃんたちに根菜類をつくってもらおう。顔の見える野菜となり、子供たちの交流が生まれるのではと思います。また、農業体験を子供たちがしていくこともとても大事だと思っています。お米をつくる、そして収穫をする。それを脱穀して食べる。今までの教育というのは知育や德育、体育の三本柱でした。そして、その中で食の大事さが言われて、この三つのほかに食育というのが加えられて、食育基本法もできま

した。学校でも、食育の取り組みも行われているところであります。北方町の教育総合五カ年計画によりますと、ことしの目標は「正しい食習慣を身につけ、健康な心身をはぐくむ指導」とうたわれ、主な取り組みは、より安心・安全な給食の提供とうたわれています。

食に対する安心が揺らぐ中で、目で見ても確かめることができる、また顔のわかる食品や農産物がとても大事だと思います。そういう中で、今この北方町の現状を見たときに、なかなか農業というのは難しい立地条件があるわけですが、少しでも地産地消というのをふやしていただきたいと思えますので、その答弁をお願いしたいと思います。

次は、給食センターで働いていらっしゃる職員の健康管理についてであります。

正職員など含めて十五名で児童・生徒の給食をつくっていただいています。では、その現場はどうなっているのでしょうか。

夏はクーラーがないために高温の中で働くため、熱中症のような症状、その上、大きな鍋などを扱うので腰を痛める。揚げ物を扱う、あるいは熱湯でやけどをする。冬は衛生上の観点から手袋をつけることができずに素手で野菜を洗うなど、大変過酷な職場であります。そして、聞くところによりますと、やけどをしている職員が多いそうあります。これは自費で治しているそうありますので、ひどい状態になればどうかは別にしても、これは公務災害として扱えないのでしょうか。働く環境を整えて、安心して働いていただくためにも、条件の整備は急務だと思います。少しでもよくなるのでしょうか。

そしてもう一つは、学校給食法では、児童・生徒のための給食に法律ではなっているわけですが、これは北方町だけではないと

思いますが、保育所の分もつくっています。この法律から言えば違法ということになるわけですが、その分の職員をふやすことについてはどうなのか。

それから、パート賃金は時間当たり八百円、こうした職員の過酷な労働状況を考えれば、労働対価としては私は安過ぎるのではないかと思うので、このパート賃金を上げることについてはどうお考えなのか。

そしてもう一つの問題は、給食センターは学校の夏休みは機械の修理ということではほとんどつくってみえなかったわけですが、何と今年度は、町長の一言で盆前まで給食を保育園につくっていただいたそうであります。これは矛盾した質問になります。この後半、つくることについてはどう考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

次は、学力テストであります。昨年において、小学校六年生、中学三年生に対し、全国の一斉学力テストが行われ、その正答率が発表をされました。その結果は、都市部にある公立学校は平均正答率が町村部、僻地を上回りました。そして、学校の就学援助率が高いほど正答率が低い傾向があることもわかりました。この結果は、いずれも昨年と同じであります。予備調査を行い、個人情報等を国がつかみ、採点をベネッセなど受験産業が担っています。その子供がどこでつまづいているかなどは、現場の教師が一番よくわかると思っています。毎年数億のお金を使っていますが、そのお金を少人数学級にするとか、あるいは教育条件の整備に回してほしいと思っています。教育長は学力テストに対してどんなお考えをお持ちなのか、質問をいたします。

次は、母子保健と成人保健についてであります。各種健診の受

診率向上についてであります。

細かくなっていますけれども、北方町は人口密度は県下一、出生数は岐南町、瑞穂市に次いで三番目です。婚姻率は高く、また離婚率は県平均の二倍弱にもなっています。結婚して妊娠の届け出をすれば母子健康手帳が配付されます。妊婦健康診査券、平成十二年度までは二枚、三十五歳以上は一枚プラスされています。財政上の理由から一枚減らされ、平成十八年度からまた一枚ふやされてもとの状態になりました。そして、今年度から五枚になったところであります。

健診料は実費のために、妊婦健診を受けずに駆け込み出産で問題が起きたことなどから、厚生労働省は十五万円を公費で負担すべきだということを言っています。しかし、なかなか財政的にできないということで、ようやくふやされたわけがあります。そして、女性のやせ傾向もあつたりして、生まれてくる赤ちゃん、二五〇〇グラム以下が非常にふえています。

そこで、北方町の乳児の健診、これはその無料券を使った人がかかった状態の中でどういうふうであるかという問題であります。まず乳児健診であります。岐阜の保健所管内で九七・九%の受診率、北方町では九三・九%で、異常なしが六六・一%でした。その異常ある中では四肢筋の骨格系の異常、発育・栄養の問題。その次は一歳六カ月健診、岐阜管内で九六・九%、北方町においては九一・四%、異常なしは四六・二%。そして三歳児健診になりますと、岐阜管内が九三・八%、北方町においては八七%、異常なしは五八・一%。この一歳半健診と三歳健診の問題では、一番多いのは精神発達面の異常、そして発育・栄養の問題が見られたわけであり。その中で知的障害や広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害などが結局そのまま学校の現場に引き継

がれていくことになるのではないかと思います。こうした受診の結果を受けて、保健師さんが家庭訪問したり、あるいは相談に乗っていらっしゃるわけですが、なかなか岐阜地域に比べて非常に北方町は受診率が低い。これをどうするかという問題が課題だと思っています。

次は成人の健診の問題であります。

本巣山県センター、今度変わりましたけれども、胃がんで一三・五%、北方町では四・九%、大腸がんは本巣山県の管内で一八・二%、北方町では七・八%、子宮がんが九・六%で北方町においては六・三%、乳がんのマンモグラフィですが、これが一八・九%に対して北方町では七・六%、すべての健診において、岐阜地域においては北方町が低いということがこの数字からも明らかになっています。

そしてもう一つは麻疹の問題ですが、これは予防接種法が変わってきたことによりますが、今年度は十三歳、中学生と十八歳は、一応北方町としては無料で受けていただくことになりました。その前に、十三歳になった人に対して、四月に中学校を通じてこのお知らせをしていて、受診してくれなかった人に再度、夏休み前にはがきを出されたそうではありますが、この接種率は十三歳で百九十人、接種率は四五・三%、十八歳では百九十七人の対象に対して二四・九%。本当にはしかなどに対する意識がないのか、受けてもらう人が本当に少ないので、これをどうしたらいいのかと。学校に行って集団接種を受けることも一つの方法じゃないかと思っっていますが、この問題についてもお尋ねをしたいと思います。

そして、この岐阜地域の中では健診率が最低だということはお話をしましたが、では北方町における死亡原因は、一位が悪性新

生物、がんですね。それから二番が心疾患、三が脳血管障害です。健診は病気を知る上でも、予防するためにも大事なものだと思えます。行かない人は、健康であるからという考えの人もいます。でも、一人でも健診に来ていただくためにどうするかということはとても大事ですが、早期発見・治療すれば、重篤にならずに保険料の引き下げにもつながると思っています。

そこで、健康日本二一におけるがん対策というのが国で定められているわけですが、これは二〇一〇年までにどのように到達をするのかという目標が掲げられています。

一つがたばこ対策、四つある中の一つ、未成年の喫煙をなくす。そして二番目は食生活の改善。成人一人当たり食塩の摂取量を十グラム未満にする。そして三つ目は飲酒問題で、一日平均、純アルコールを約二十グラム以内とする。四ががん検診受診者の増加、目標値は今の五割以上を目的とする。

この目標をなし遂げるためにも、あと二年でどうするのか。保健師が足りないのか、居住者の認識の薄さなのか。突きつけられた課題は大変大きいものが、このがん検診の受診率からもわかると思います。私はだれもが安心して暮らしていける保健行政にするためには、町としてもまず受診率を上げる。どのようにしていくのかというふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

次は、特定健診についてであります。

後期高齢者医療保険制度が四月から実施をされました。そのため、今まで基本健診がなされていたわけですが、これが特定健診に変わりました。今まで六十九歳までは千五百円の料金、七十歳以上は無料でした。後期高齢者医療保険制度がつけられたことによつて、今度は「わかば健診」というのが三十歳から三十九歳ま

で千円、すこやか健診」を七十五歳以上として五百円、特定健診を四十から七十四歳、千円に変わりました。

すこやか健診」が広域連合で決定をされているわけですが、この健診はやってもやらなくてもいいという法律でありますが、岐阜県によっては健診をするということで五百円の料金をいただいで受けることができます。しかし、この健診票は、かつてお年寄りたちは無料であったわけですが、この制度ができたことによつて、この健診票を役場の窓口までとりに来て、そして受けるということだそうでありますが、お年寄りとしてはなかなか役場まで行くことも困難な人もいます。送られてくるであろうとお待ちになっていらっしやった方もいるそうでありますが、結局、こういう期間はたった一月であったために受けられない。そして一日おくれても受けられないという大変厳しい状況が現場の中であつたそうでありますが、こうした高齢者、七十五歳以上、元気な人はいいですが、とりに行けない人はどうするのか。郵便で送っていただくのではないかと、少しでも健診を受けていただくことができなれないのかと思ひますので、このことについての送付はできないのかということをお尋ねしたいと思ひます。

そして特定健診であります、これは今までの基本審査にかわつて国民健康保険税の事業でやることになりました。そして、今までの基本審査で受けてきた内容と、この特定健診になって後退したような感じが否めないのではありません。その内容を比較してみますと、なくなつたものがZTT、これは肝炎とか肝硬変を調べられるもの。そして総コレステロール、随時血糖、尿酸、貧血検査、心電図、眼底検査がなくなつています。医師の判断によつて貧血であるとか心電図、眼底検査を受けることはできるわけでありませんが、このZTTとか総コレステロールというのは、今度の健診

に入っていないわけですが、とても私は大事ではないかと思うので、一町村でこれが復活できるのかどうかわかりませんが、この辺について、復活をさせていただきたいと思ひますので、その答弁を担当課長にお願いしたいと思ひます。

次は、後期高齢者医療保険制度の問題であります。

この四月から、七十五歳以上のすべてのお年寄りを今加入している各種保険から切り離し、一人にし、保険料を年金から天引きする。条件があります、足りない方に対しては普通徴収で行うことになっていきます。運営の主体は県の広域連合です。しかし、保険料の徴収、あるいは督促、保険証の受け渡しや窓口業務は役場の仕事になります。四月から第一回の年金での天引きが始まっています、問い合わせ、苦情などの電話があつたのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

そして、七十五歳以上が何人なのか、年金の天引き、普通徴収者、そしてこの十月十五日から、今度は扶養されていらっしやる方も切り離しをされて保険料を払うことになります。そういった方が何人いるのか、一応の概要をお尋ねしたいと思ひます。

そして、今問題になっている中で、例として挙げますのでお答えをいただきたいと思ひます。例えば、国保に夫婦で加入し、夫は高齢者医療制度の方に移れば妻は一人になり、この人たちの国保保険税はどうなるのか。二つの保険の料金を足すと増額になるのではないかと思ひますが、答弁をお願いします。

そしてもう一つの例として、おばあちゃんが八十歳、年金が四十万円として、息子に扶養されていらっしやる方でありませんが、息子さんたちは七十四歳以下の夫婦であつた場合、扶養を外されて十月から払うわけになります、このおばあちゃんは所得割は払わなくてもよいですが、均等割の軽減を受けることができない

そうであります。それは自分の年金四十万円と世帯主の息子の所得の合算によって保険料均等割が決まるのでありますので、この辺に対してどう思われるのか。そしてこの方は、おばあちゃんの均等割の軽減を受けないのと、そして国保の方では今度は支援助金として払うわけですので、高齢者保険と国保税の二重取りになるのではないかということについてはどう思われるのか。

そしてもう一つは、ある程度の年金の条件はありますけれども、保険料は年金から天引きをされていますが、これは一定条件を満たされれば、例えば今まで振替をいりんなこととしているわけですが、これを天引きではなくて銀行の口座引き落としにすれば、社会保険料として税金負担が少しでも軽くなるのであります。このことについてお知らせをするとか、そういうことをされてはどうかと思えます。

そして最後になりますけれども、この制度を導入して、今全国で大変な怒りが沸き起こって、もうお年寄りは要らないのか、早く死ぬとか、現代版のうば捨て山ではないかと言われています。差別医療、定額六千円ですが、すべての保険から切り離しをして、一人にして、扶養の人まで外して保険料を取り立てる。そしていざ死ぬであろうということで、みとり料や、もう退院をしてくださいという退院計画などをすれば、その病院などに診療報酬が入ることになります。若い人と同じ医療を受けさせなくてもいい、まさにほどほどの医療をお年寄りにする。本当のねらいは医療費の削減だと思っています。

舛添厚生大臣、あるいは麻生総理も見直しを口では言っています。きょうの新聞報道では、この自民党と公明党の委員会が開かれたそうでありますが、骨格はなぶらないということであり、舛添さんは、七十五歳を何とかしたいというようなことを言

っていました。この辺についてどうなるのか、今後のことはわかりませんが、私は本当にお年寄り、若いときでありましたが、戦前はお国のために死ぬと言われて、日本の高度経済成長を支えてきて、そしてまた高齢者になったら、もう国はお金がないから早く死んでくださいというような、こんな制度でいいのかということにとっても怒りを覚えます。お年寄りが安心して老後を暮らせるものでなければならぬと思います。

町長は広域連合の議員として出ていらっしゃるわけですので、その辺について、やっぱり私は廃止をしてほしいと思っていますが、町長、この間も聞きましたけれども、再度お尋ねをしたいと思います。

第二回目は以上であります。

一、町長 日比議員の御質問に、当然お答えをする立場でございますけれども、申し上げるまでもなく、この後期高齢者医療制度というのは議論がございますように、国の法律に一〇〇%よって立つものでございますから、たまたま私が首長として県の広域連合の一翼に参加をしております。今、議員が御指摘のようなことを県の連合で裁量するシステムには、実はなっております。御指摘は、一部もともとだと思いますし、共感をいたしますけれども、私にその任務を果たせと言われましても、残念ながらその責任を持っておりませんということをお断りしておきたいというふうに思うわけがございます。今、総選挙の前になりました。慌ただしく、与党も野党もこの制度の改正やら、あるいは廃止やらを訴えておるわけでございまして、その成り行きはしばらく私どもは傍観をしてみなければならぬというふうに思っております。でございます。

話がそれまして恐縮でございますが、実は私はこの広域連合の

代表として後期高齢者医療審査会の委員になっておるわけでございますが、八月二十八日だったと記憶をしておりますが、この審査会がございました。この制度が発足をいたしましたして、実は百三十一件の審査請求が被保険者から出されたわけでございまして、そのうちの二十五件の審査を行うことになりました。これはなぜ百三十一件のうち二十五件しか審査を行わなかったかといえますと、内容が、異議の申し立てがほとんど同じでございまして、それを精査いたしましたして二十五件の審査を行ったわけでございまして、その請求をされました人々の主張は、大体四点に分かれておまして、一つは七十五歳で自動的に後期高齢者医療制度に加入をさせるといふことは、権利からいいますと個人の自由を侵すといふことの主張でございまして、そのことに対する反発でございまして。二点目は、保険料の決定処分を取り消してほしいと。後期高齢者医療制度の広域連合で、保険料を各県ごとに、御承知のとおり決定をするわけでございまして、その保険料の処分を審査会で取り消してほしいという訴えでございました。三点目は、今お話がございましたように、強制的に年金からの保険料の天引きをやめてほしい。それから四点目は、後期高齢者医療制度そのものが不当であるから、これを廃止してほしいという意見の四点に大体集約をされるものでございました。

七十五歳以上でございまして、どの方も御高齢でございまして、委員としてお話を聞きさせていただいておりますが、本当にお気の毒なという、同情論ではいけませんけれども、そんな気がいたしました。特に、この請求人の人たちは東濃地方の人がほとんどでございまして、わざわざそのために岐阜まで、お年を召していらっしゃる方を結果として呼び立てて審査会を開くといふことに対して、私は大変個人的に役所らしいやり方だなと。

東濃地方が集中的に、請求人が偏ってといいますか、お出しになっておるのなら、むしろ私もがその地域へ行って審査会を開くぐらいの配慮をしてもよかったですのではないかと、こういうことを思いまして、審査会が終わりました後に、県の皆さん方にそういう考えを申し上げたいと、こうも申し上げます。

いづれにいたしましても、こうした高齢者の心情に配慮をして、今、与野党ともこの制度を改正しようとか、廃止をしてもとの老健制度に戻そうとかという議論が今行われておるところでございまして、その経過を少し見なければならぬ。広域連合の中で、その改正のためのいろんな動き、つまり意見を求められるような機会がありましたら、お年寄りの立場に立って、もう少し人情味ある保険制度に改めるような主張はさせていただきたいと思っておりますが、現在のところ、申し上げたような状況でございまして、教育長 教育委員会に対しましては、学校給食の件と、それから学校教育関係で学力テストの関連の御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず事故米を使った加工食品、すぐる食品の卵焼きの事件、それから、またこれもやかましく言われておりますが、メラミン混入の加工食品の問題。調べてみますと、メラミンの場合には、総出荷量が三十五万三千六百五十七袋であるというふうに書いてありまして、岐阜県でも六十三施設で販売をしていると。卵焼きに至っては、県内では八万七千五百食、こういうことでございますから、何を信じて私どもは食の安全を確保していくのかということのは、日比議員が毎日お食事をつくっておみえだろうというふうに思いますが、何を信じて食材を購入されるか、逆に私の方が聞きたいなあと思っておるような状況でございまして。

そんなことは言っておれませんが、まず食の安全についてお答

えいたしますと、私ども学校給食の最重要課題の一つに、安全・安心な給食を提供すると、こういう基本的なスタンスで取り組んでおります。御存じのとおり、本町では中国製のギョウザ事件以後、できる限り外国産の食材は使わないという立場に立って取り組んでおりますし、物資検討委員会を通して厳密に審査しながら購入している。また、学校給食会の方では、農薬検査、あるいはDNA検査、あるいは新鮮度検査を行って、これは大丈夫ですよというものを提供してくれますから、私ども、生鮮食品等につきましては、全農が中心になりますけれども、学校給食会が紹介してくれます農産物を使っていくと、こういう立場をとっておりますが、加工食品に至りましては、取扱業者を中心に購入いたしますので、先ほど申しました物資検討委員会で審査をしながら購入しておるといふ現状でございます。今後も、今申しましたようなルート、あるいは自分たちの防衛手段を講じながら、子供たちには安全で安心な給食が提供できるように、これから精いっぱい取り組んでまいりたいと、このように考えております。

二点目は、地産地消について触れられましたが、この地産地消につきましては、平成二十年の三月議会でも日比議員が一般質問の中で私に御質問をされました。

改めて申し上げますと、私どもは地域経済の活性化、そして地域への愛着、地域の伝統的食文化の維持・継承、あるいは新鮮な食材利用という立場から地産地消に努めているところでございます。しかしながら、北方町の学校給食は二千五百九十七食つくっております。この給食を提供するには、それなりの食材が必要でございます。私ども、大原則に置いておりますのは、安価で安心できる食材を安定して供給してもらえると。こうでない学校給食は滞ってしまいますので、どうしても安価で、そして新鮮な

安心で安定した供給ということを大原則にしております。

こういう立場からいたしますと、先ほども日比議員、旧本巢郡内産、あるいは県内産について、るるその農産物の例を挙げてくださいましたが、それだけでは賄い切れないという現状がございますから、どうしても県外産を、国内産と言った方がいいと思いますが、利用させてもらっていると、こういう現状についても御理解をいただけたらありがたいというふうに思っております。次は調理員の増員ということでしたが、まず十五名とおっしゃいましたが、実質的には、調理員は十三名でございます、そこへ栄養士一名、場長一名と、こういうふうに加わって、忙しいときには十五名でと、こういうふうに御理解をしていたらいいかと思っておりますが、確かに調理員さん、一生懸命気をつけておっていただくんですが、ついうっかりなべ物にさわってやけどをされるといふことも聞いております。確かにそれは公務災害でございますから、医者へ通う場合には私どもが公務災害として扱いたいというふうに思っておりますけれども、これはちょっと脱線する話でございますが、うちの女房も調理しております、ついやけど、ああ熱いと、こういうことがあるんですが、一々それで医者へ行くかというのと、水で冷やして湿布をしてということが中心になりますので、調理員さんも医者へ行くまでもないというふうに判断されて医者へ行ってみえないのではないかと、この程度が大きければ、これは公務災害としてどうぞ遠慮なく言っていただくように、私どももそういう働きかけをしておりますので、御安心をお願いいたします。

増員ということでございますけれども、この増員につきまして、うちは先ほども申しましたように、二千五百食ちょっとございま

すが、それを十三名でつくっていると仮定いたしますと、一名当たりの負担量は二百食になります。機械の性能の違い等もあるかというふうに思っておりますが、例えば本巢市では、これは正規もパートも入れてでございますが、二十六名で四千七百四十八食をつくっております。一名当たりの負担量は百八十三食と、北方より若干少ない。じゃあ瑞穂市はどうかといいますと、瑞穂市は一万三千九十二食をつくっております。正規十名、臨時四、パート十九の三十三名でつくっております。一名当たりの負担量は三百九十七食になっております。で、うちは二百食でございますから、ほかの市と比べましてそんなに負担量が多いというふうには思っております。これを十五で割りますと、本巢市並みよりもっと低くなるかなというふうに思ったりもしますけれども、調理員だけで割りますとそういう数字になってきますね。

それから、食器を回収して洗浄いたしますね。これも大体四時には洗浄を終了いたしますから、これが四時を過ぎて五時、六時になるということは、まず一回も今まであったことがございませぬから、私は過重負担にはなっていないというふうに思っておりますので、現在のところ増員ということは考えておりませんが、今後、調理員の意見等もまた聞きました、どういうところに無理があるかどうかということなどについては調査をして、改善をしていきたいと。

空調機がないんじゃないかということでございますが、全体の中、要するに調理場全体の中に空調機を入れても、ばんばん火をたきますから、今、スポットクーラーですか、直接風に当たる移動式のものを使って、また今年度、換気扇をふやしました。一つ穴を切って、できるだけ調理員の皆さんの過重労働にならないように、また働きやすい場をつくっていくと、こういうふう

がけておりますので、御理解をさせていただけたらありがたいというふうに思っております。

次に、保育園の問題でございますが、質問の意図がちょっと私取り違えたのかもわかりませんが、給食センターで保育園の給食をつくることはいいのかと、こういうことですか。

一、九番 日比玲子君 学校給食法では、児童・生徒のものという法律になっていくけど。

二、教育長 はい、わかりました。おっしゃるとおりでございますね。私は、本来給食は自校方式が一番いいと思っておるんですね。

自分の学校とか園に附帯してそういう設備があつて、そこでつくってぱつと持っていく。これが一番安全で、しかもおいしい給食が食べられます。ところが、これの一番の短所は何かと申しますと、経費が莫大にかかるということでございますね。ですから、今、全国の動きは、自校給食からセンター方式へ切りかわっていると。このセンター方式の中では、瑞穂も本巢もセンター方式に変わってきたと。で、やっぱりその中で保育園もつくっているんですね。つくっているんです。これがいいか悪いかということになれば、小さな子供ですから、やっぱり小さな子供に合った調理をしなければならぬというところで問題が起きるんですね。

本町はどうしているかというところ、センターでつくったのを保育園の方へ持っていきまして、そこで加工をします。そして食べやすいように工夫をしていると、こういうことでございますので、決して私は全国的な動きから見ても無理ではないし、むしろ合理性があるんじゃないかというふう

に思っております。県も立入調査に入ってきましたけれども、保育園の方でそうやって調理をしますので、まあいいだろうというふうな事になっておりますが、法令的に言えば、保育所の給食は保育所に調理場を

つくって、そこでつくりなさいというのが法令ですが、弾力的に運用しているというふうに御理解をしていただけるとありがたいと思っております。

これで全部だったと思いますが、次は学校教育の方へ移ります。二点あったと思いますが、まず学力テストの結果でございますけれども、これについては議員さん御指摘のとおり、本町の児童・生徒は、これは具体的な数値を申し上げることはできませんが、全国平均と同等、または上回っておりますし、岐阜県平均を上回っているということで、本町の学校教育というのはおおむね良好であるということが言えます。

もう少しつけ加えてお話ししておきますと、だからといって課題がないわけではございません。例えば小学校では、混合計算、足したり引いたり、掛けたり割ったりする混合計算が、今後力を入れていかなければならないところかなと。それから、これは小・中共通しておりますが、データを読み取って、総合的に考えて判断して処理をしていくと。これは全国的な課題でございますけれども、活用力の向上を今後一層図っていく必要があるなど、こんなふうに思っております。

それでは、この学力テストについて教育長はどのように考えているかということなんですが、実は、今年度は五十八億円ぐらいかかっておるんですね。おっしゃるように五十八億円もかけるのであれば、五十八億円をもっと子供の指導に当たる先生を雇ったらどうかというの、私も同感でございます。国が行う学力テストの趣旨は、教育の目標と内容はこれでいいかということを見ておりますから、それはそれで意味のあることだろうというふうに思っております。

とすれば、私は悉皆テストを行うのではなくて、抽出テストで

十分ではないかというふうに思っております。そうするとぐっと経費も落ちますし、どういうふうにも子供たちの学力が身についているかというの、推測統計で処理ができる。今、推測統計というのは物すごく発達しておりますから、十分これで判断できると。

これを行うことによって、どういう弊害があるかというのは御存じのとおり、ある関西の首長がくそ教育委員会論を話したとおり、学力が全国平均を下回ったところには予算配分はもうつけなにか何とか言っている首長がいるようですが、そういうようなことになりかねないから、こういう学力テストを一斉に行う、あるいはデータを公表するということは避けなければならぬと。くどいようですが、私は、これは抽出検査で十分であるというふうに思っております。以上でございます。

一、福祉健康課長 日比議員さんの、各種受診率の向上についての質問について、まずお答えをいたします。

当町では、平成二十年の三月に北方町健康増進計画を策定しております。その中で、今までの母子保健、成人保健の健診状況や受診率を詳しく分析しております。北方町の住民が生き生きとして満足のいく生活を送るための資源である健康づくりを支援し、疾病の早期発見、早期治療、予防に力を入れていくことにしております。

議員さんが御指摘のとおり、北方町の各種健診の受診率は、岐阜地域保健所管内で平均よりも低い傾向があります。そこで、母子保健事業の受診率を高める方策といたしましては、妊婦健診では健診料の負担感を軽減するために、受診券を六枚にふやして積極的に受診をしていただくように動機づけをしております。さらに今年度から、助産師による赤ちゃん訪問をすべての赤ちゃんに拡大いたしました。育児、健康相談の充実に努めておるところで

ございます。

次に、成人に対する健診についてですが、がん検診の、近年増加傾向が強い女性の乳がんに対して、マンモグラフィの検診が今まで負担が多いという声もお聞きしましたので、その自己負担額の軽減を今年度から実施しまして、健診率の向上に努力しております。

さらに、毎月の広報、「ぐらしのカレンダー」で健診の情報を周知するほか、今年度は特定健診対象者全員に、またがん検診については受診してほしい年齢の方に、はがきによる受診勧奨を行っております。今後は、健診票、勧奨はがきを送付することのほかに、受診結果の内容を簡単に、受診率とかそういうものを公表いたしましたして、未受診者の台帳を作成することなど、健診によっては家庭訪問を検討するなどしまして、自身の健康に対する意識を高め、生活習慣の早期改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、麻疹・風疹予防接種についてお答えします。

今まで、麻疹・風疹の回数是一回でよいとされておりましたが、大学生の大流行を受けまして、平成十八年度から二回接種とされたところがあります。それを受けまして、今年度から、五年を経過措置としまして、中学一年生相当を第三期、高校三年生相当を第四期として、風疹・麻疹の追加予防接種を法定化されております。八月末の受診状況は、第三期の対象者百九十人の接種予定者のところ、接種者は百十六名、六一％でございます。第四期は百九十七名のところ七十六人の方が接種してお見えになります。三八％の率になります。

勧奨方法は、第三期の中学一年生の方については、最初に養護教諭と連携をとりまして、学校において予診票を配付しております。

す。六月末の未受診者百名に対しては、はがきを送付しております。第四期の高校三年生の方につきましては、御家庭の方へ予診票を戸別発送し、六月末の未受診者百五十名に勧奨はがきを送付してきました。この接種が個別接種のためかどうかわかりませんが、この年代の方が部活や塾へ通ったり、受験勉強の時期で、なかなか接種に行けないというようなこともあるかもわかりませんが、まだまだ受診率が低いので、十一月に再度勧奨はがきを送付して、受診を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

一、住民保険課長 よろしくお願いたします。

まず七十五歳以上のすこやか健診についてでございますが、千三百十三人中百二十一人という受診で、九・二％となっております。議員御指摘のように、今年度は県の方針等で受診票を役場にとりに来ていただきましたが、年寄りにとりに来いとは何事だというような批判を受けまして、大変申しわけありませんでした。五月の広報で、その訂正といたしまして、電話をしていただければ郵送しますと掲載させていただきました。

今後についてでございますが、来年度につきましては、平成二十年度に受診された方について、受診票を送付したいと考えております。

続きまして、四十歳から七十四歳の特定健診についてでございますが、平成十九年度までは町の方で行われておりました基本健診の受診率は二八・六％ございました。本年度の特定健診の受診率は、まだ最終結果が出ておりませんが、今現在の状況では一九・七％となっております。

今回の特定健診につきましては、基本健診と基本的に相違点がございまして、新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化を図る

ことになり、メタボリックシンドロームに着目し、保健指導を必要とする人を抽出するための健診と位置づけがなされたことです。そのための項目が選定されており、このため、特定健診では国が示す必須項目と、心電図検査、眼底検査、貧血検査など、医師が必要と認めるものについて実施する詳細な健診項目があります。先ほど言われましたZ T Tなどにつきましては、肝機能というのですが、ガンマG T Pとか、そういったところの健診で用が足りていることだと思います。

北方町では、国が必須項目としている以外に、本巢医師会と協議の上、随時血糖、尿潜血、クレアチニン、尿酸を追加し、これを必須項目とさせていただいておりますので、今のところこれを見直す予定はございません。

続きまして、後期高齢者医療制度の概要でございますが、保険料の徴収と、それから保険料の決定につきましては広域の方で行っておりますので、決定通知書の送付、それから口座振替、納付書による収納、そして特別徴収による収納など。あと各種届け出というところで、被保険者証の再交付とか特定疾病の認定など葬祭費、高額療養費の申請などいろいろあります。それと今言いました特定健診の実施でございます。

あと今現在の状況でございますが、九月一日現在、該当者といましては千三百三十七人、うち社保被扶養者だった人が百五十七人ということで、その人の扶養者の保険料は年間千九百円となっております。その内訳といたしましては、七十五歳以上が千二百八十人で、五十七人が六十五歳から七十四歳までの障害者の方でございます。

あと、ちょっと時点が違いますので申しわけございませんが、七月の決定通知の時点では千三百二十九人、総数がそうなってお

りまして、そのうち特別徴収が千八人、普通徴収が百四十二人、あと十月から普通徴収に変わったたり特別徴収に変わったりする人が百六十五人ございます。その決定通知の段階でございますが、総額一億四百八十二万四千七百円ということで、平均としては七万八千八百七十五円となっております。千八人のうち三十一人が申請により十月から口座振替の普通徴収に変わることとなっております。このうち七割軽減されている方が三百九十人、実際には制度が変わりまして八・五割軽減となってくる人でございます。あと五割軽減の方が百四十二人、二割軽減の方が七十三人でございます。

そういったことで四月から受け付けをしておりますが、苦情はやはりありました。いろんな苦情がありますが、なぜ年金から落とすのかとか、逆になぜ年金から落ちないのかというような質問もあったり、結局、国民健康保険から後期高齢者医療制度に変わったことにより口座振替の手続をまたしなければならぬといったような苦情は確かにありましたが、国が言っているよりは少なかつたように見受けられます。

続きまして、夫婦で、妻が国保に残り夫だけが後期高齢者になった場合の保険料でございますが、例えば一つ例を挙げさせていただきますと、年金収入が七十九万円の夫婦二人世帯で、平成十九年度の算定でございますが、国保の料金は二万八千五百円でした。夫が後期高齢者に行ったことにより八・五割軽減ということとで五千八百円で、妻は国保に残っているために一万四千二百円ということになり、両方で二万円となります。ということと、二人の国保時代よりは一応このパターンによりますと八千五百円安くなる想定になっています。こういったこととでいろいろなパターンを調べましたが、総じて前年より、平成十九年度の国保の保険

よりは安くなっている方が多いかと存じております。

続きまして、母の年金が四十万円で、後期高齢者に移行し、息子と一緒に世帯で住んでいるために軽減判定が受けられないというところで、後期高齢に国保として支援金を出しているのです、それが二重取りにならないかという御指摘であります、あくまでも軽減は後期高齢の保険料のことでございます。後期高齢者医療の財源としては、あくまでも保険料として一〇%、それから支援金は四〇%というように区分がされておりますので、二重取りでないと考えております。

最後でございますが、後期高齢者医療保険に係る社会保険料控除のお知らせについてでございますが、保険料が年金から特別徴収にかえて被保険者の世帯、または配偶者の口座により保険料が支払われた場合は、口座により保険料を支払った世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。このことにつきましては、九月に厚生省からも連絡がありましたので、今後、広報等でお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

一、九番 日比玲子君 まず町長にお尋ねをしますが、二月に岐南町の役場で、岐阜県の広域連合の保険料を決める議会が開かれて、ほとんどが市長、町長、岐阜市の市長が会長でしたか。あの意味で、本当に東濃の方とか飛騨の山奥の市長さんたちが、岐阜県の不均一課税の保険料にしてほしいということがあったんですけれども、給付率が二〇%以下だから全県同じ保険料で行くという答弁がされて、そのうちにぱっと全県一本の保険料に決まったのを見ていたんですけれども、みんなお忙しい方ばかりでこういうことをなさっているわけですから、もとす広域連合だといろんな委員会があってやっていて、議員も出ておるんですけれど、

ども、こっちの後期高齢者の方は市長さんとかそういう人たちはかりですので、時間がとれないかもしれないんですけど、あれを見ていて、本当にしゃんしゃん議会だなどつくづく思ったんですけど、やっぱりいろんな意見があっただけかと思っただけですけれども、それも一蹴されてしまって、そういう決め方がなされたんですけれども、これからのいろんな問題があると思うんで、委員会とかそういうのはもうないんでしょう。一本でやるわけですから、少しでも北方町の意見を私は出していただきたいと思っております。これはあくまで要望です。

そして、教育長にお尋ねしますが、瑞穂市とか本巢市の給食センターのことを言われましたけど、あそこは今新しいのをつくったわけですよ。本巢もそうだし、瑞穂も民間にやるか何かで大騒動して、結局は自分のところでセンターをやると。施設設備そのものが新しくなって、確かに何食一人でつくるかというふうにすれば、まあそうであろうと思うんですけど、北方町の給食調理場はもう大分古くなってきているんですけど、それ何年ぐらいになっていますかね。やっぱりそういうことを含めると、いずれはつくらないといけないと思うんですけど、そういうときに働く人の環境、大変だろうと思いますけど、少しでもけがをしないとか、本当に子供たちのために給食をつくっているんだというような立場に立つためにも大事なことだと思うし、それで北方町の欠食児童が結構高いんですよ、本に載っていましたけど。そういうことを考えたなら、本当に給食というのはとても大事だし、学校教育の一環と位置づけられていますので、ぜひ私は地場産のものとかなるべく安心して食べられるものに引き続きやっていただきたいと思っております。

そういうことですので、よろしく願いして、一般質問を終わ

ります。ありがとうございます。

一、教育長 給食センターができ上がったのは昭和五十四年でござい
ますから、二十九年たつというところでございます。じゃあ二十九
年前と一緒にという、やはり機械は進歩してまいりますので、
必要に応じて私どもも必要な機械は取り入れております。ただ、
大きく違うのが、最近でき上がってきている給食センターはドラ
イ方式です。つまり水を使わないで調理をしている。私どももの
ころは、できる限り水を使わないようにしてはおりますが、一般
方式ですので、そこが大きく違っている。そういうふうには御理解
をしていただくといい。

私どもは、むしろ職員の安全性ということから考えれば、まず
耐震から始めらんかなと、こんなふうになんか考えております。以
上です。

一、九番 日比玲子君 ありがとうございます。終わります。

一、議長 それでは午前の一般質問を終わります。午後は一時三十分
から再開をいたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後 一時二十九分 再開

一、議長 それでは、休憩前に続きまして一般質問を行います。

鈴木浩之君。

一、一番 鈴木浩之君 失礼いたします。

まず午後の部初めということで、私ごとで大変恐縮ではござい
ますが、議員になりましたこと、昨日で丸一年となりました。
自分なりにいろいろ勉強をしておるつもりでございますが、本当
に一年は早いものだなあとということを感じておるところでござい
ますが、車の運転に例えるならば、初心者マークを外してもいい
ですよということになったわけでございます。しかし、逆な考え

方をすれば、ちょうどこのころがなれから来る危ない、事故がふ
える時期でもあるということでございますので、いま一度気持ち
を引き締めていかなければいけないと思う次第でございます。

さて、議長のお許しをいただきましたので、高屋西部地区にお
ける土地区画整理事業の今後の取り組みということについて、質
問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

北方町は、昭和三十八年六月十三日に全町を都市計画区域の指
定を受け、土地区画整理事業を根幹とした都市基盤の整備を積極
的に進められてきました。また、昭和四十六年三月には、市街化
区域、市街化想定区域の指定を行い、同時に岐阜都市計画区域、
これは一市八町でございますが、この計画区域に位置づけをされ
ました。その結果、インフラ整備を初め居住環境が非常に整備さ
れ、今では人口密度が岐阜県下において第一位となるなど、岐阜
市や名古屋市のベッドタウン、住宅都市として、若干の移動はご
ざいますが、毎年人口がふえてきているのが現状であります。

さて、北方町第五次総合計画における基幹的な都市基盤の整備
の対策では、整合性のとれた市街化区域と市街化調整区域のそれ
ぞれの役割の保全に努める。また、高屋地区の一部市街化調整区
域についても市街化区域に位置づけるため、都市基盤等の計画的
な実現に努めますとされております。すなわち、未整備地区であ
りますところの高屋西部地区については、土地権利者の意向を尊
重し、地元の協力と理解を得られれば、土地区画整理事業の整備
にあわせて、関連する二路線の都市計画道路につきましても同時
に位置変更を行っていくといった計画でありました。

なお、平成十八年八月に、当該地区の地権者の方二十名で組織
されました高屋西部地区土地区画整理組合準備委員会が立ち上げ
られますとともに、北方町では事業推進のための支援要請を受け

まして、前年度から継続して調査が進められております。今年度、平成二十年度当初予算に調査費としまして六百五十万円を計上し、土地区画整理事業の計画概要がまとめられております。その計画概要を基本とし、本年七月には四会場での当該準備委員会による計画説明会が開催されました。土地区画整理事業推進の賛同となる仮同意が約九〇%という大変高率な賛同結果を得られたと説明を受けておるところでございます。

つきましては、町長が就任以来お言葉にされておられます、これからのまちづくりの基本的な考え方として、行政と住民がお互いに助け合いながらまちづくりを行う行政と住民との協働が必要になってくると思うわけであります。

このような土地権利者の皆様の熱心な要望を受けた土地区画整理事業も行政と住民との協働事業であると位置づけられると思いますが、当該地区における土地区画整理事業についての今後の取り組み方、そしてなおかつ第六次総合計画の重要な柱として積極的に整備をされるのかどうか、町長のお考えをお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

一、町長 鈴木議員、高屋西部地区における土地区画整理事業に対しまして、大変日ごろから御心配をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

お話のように、私どもの住みますこの北方町は、非常に近代都市として発展をした典型的なまちでございます。その基本をつかさどるのは、先人たちが鋭意努力をされて主要な町内の地域に基盤整備事業を遂行されたことによるものでございまして、まさに県下的に見ましてもこれほどインフラを整備して区画整理事業でまちづくりが進捗した都市というのは珍しいのではないかとこのように思っております。大変北方町の誇りとしたしておりますところござい

ます。

最後と言ってははいけませんけれども、大きな土地の面積の地域で課題として残っておりますのは、今お話のとおり高屋西部の地域でございますし、五次総においてもこの問題を取り上げて、基盤整備をやっていく姿勢を北方町として持ち続けてきておるわけでございます。ただ、市街化区域への変更をしなければなりませんので、これからの基盤整備事業をそういう方向で取り組んでいくということがまず中心になるかと思えます。平成十八年の五月であります、地元住民代表の方々から区画整理事業実施の申し入れが町に対して行われたところでございますが、自来、再三にわたって地元の皆さん方が本当に自主的に協議会や説明会を持たれて、その後準備委員会を設立するというような段階に進めていただいております。

このように高屋地域の作業が進んでまいりました折に、その後、柱本地区の市街化区域の皆さん方もこの準備会へ編入をしてほしいというような申し入れがなされまして、平成二十年の二月に準備委員会におきまして柱本地区の編入も同時に認められたという経過をたどっておるわけございまして、本格的な動きになってきたところでございます。

七月十五日から四日間をかけていただきまして、地元で地区別に説明会も開かれました。七月二十八日の第九回の準備委員会において仮同意の集計がされたわけでございますが、面積における同意率が九二・七二%でございましたし、地権者の比率でいいますと八八・八九%で、区画整理を進めようということの集約がなされたわけでございます。非常に高率な集計でございますから、私どもとしてはこの地元の皆さん方の熱意に何とかおこたえをして、この高屋西部地域の区画整理事業というのを成功させなければ

ばならないというふうに思っておるわけでございます。御承知のとおり都市環境農政課が担当いたしておりますけれども、この課にも優秀な人材、職員を配置いたしまして、文字どおり万全の体制でこの事業に取り組む姿勢で今進めておるところでございます。

申し上げましたように、ただ、この事業を進めるに当たって何としてもクリアしなければなりません課題といえますのは、議員も御案内のとおりでありましょうが、本町の都市計画区域は岐阜都市計画区域に組み込まれて、広域的なものとなっておりますわけでございます。まず何よりもこの岐阜地域での広域的な都市計画区域の中で用途の見直しというものを図らなければならぬわけでございます。ですから、北方町だけであそこで区画整理事業をやりますと言っても、全体的な広域的な課題が残っておりますので、非常に最大のこの事業を進めますにおいて、恐らく私は当面課題になってくるというふうに思っておるわけでございます。したがって、今後この都市計画の見直しスケジュールが平成二十二年の六月に見直す計画というふうになっておるわけでございますから、これに向けて私も職員と一緒に最大限の努力を払ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

当然、五次総を引き続いて六次総におきましても北方町の高屋西部地域の開発というものに対しましては、申し上げますとおり重要な課題でございますから、積極的に取り組む方向で、六次総もそのように成文化をいたしておこうということで、今、作業を進めておるところでございます。

議員に御指摘をいただきますと同時に、地元の皆さん方の熱い思いというものを私どもは十分に受けとめておりますので、さような方向で一生懸命努力を払わせていただくつもりでございますので、議員もぜひこれから御指導をいただきますようお願いを

申し上げます、御答弁とさせていただきます。

一、一番 鈴木浩之君 町長におかれましては、明確でかつ具体的、心強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

町長おっしゃるとおり、この事業につきましても岐阜都市計画区域、いわゆるマスタープランへの適合性の調整、これは当然大変な問題になってくると思えます。そして、今後約十年ほどの時間もかかってくると思えます。また、予算的にも総額で二十六億ほどのお金が必要になってくるなど、諸問題がまだまだあるわけでございます。

いずれにいたしましても、地権者の皆様の熱いお気持ちと、今御答弁いただきました北方町の姿勢というものを強くアピールしていただきまして、この実現に向けて鋭意努力をしていただきますようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

一、議長 次に、福井裕子君。

一、五番 福井裕子君 本日は二項目、そして三点を質問させていただきます。

初めに、二十四日の交通の立哨の方をやらせていただいた折、小学校の低学年の子がたばこの吸い殻とたばこの袋を拾って、そして学校に向かうところを見ました。多分大人が捨てたであろうと思えますと、本当に子供たちに恥ずかしい思いをしました。大人がお手本を見せなきゃならないという思いの中で、残念な思いがしました。

これより質問をさせていただきます。

一番最初は、ごみの再利用についてであります。

本年七月七日の洞爺湖サミットでは、地球温暖化問題が主要議題となりました。我が国の温室効果ガス削減の長期目標を、現状

より六〇%から八〇%削減と明示され、中間目標については二〇〇五年を基準として二〇二〇年に一四%削減が可能とするを明らかにしました。確実なCO₂排出の削減が求められております。環境税の検討、また太陽光などを柱とした再生可能エネルギーの活用、さらに全国でライトダウンなども展開されております。

地球温暖化は政府や大企業だけの問題ではなく、やはり各家庭や国民一人ひとりの取り組みが欠かせない重要な問題でもありません。普段の生活の中で「もったいない」の意識で、努力で、ステップ・温暖化を推進されていかなきゃならない、そう思います。

地球に優しい環境へ、また限りある資源を再利用できるリサイクル社会を市民の皆様とともにしなくてはなりません。これから提案しますことは、小さなことでも早く始めた方がいいし、また積み重ねることで大きな結果を出すことになると思いますので、述べさせていただきます。

一つ目にはペットボトルのキャップについてであります。

現在は、ボトルは再利用されておりますが、キャップは可燃物として扱っています。これがお金になるのを聞いたわけなんです。一キロ二十円です。本年、海津市ではラベルとともに民間業者に引き取られ、水道管として再利用されていとお聞きしました。

二つ目には、以前も質問させていただきましたが、破損等した陶磁器が多治見で再生されております。北方町では埋立処分されております。今回も、最終処分地が長野県より三重県と変わりました。今後、ごみの自己処理は余儀なくされております。年間どのぐらいの陶磁器処分がされておるのでしょうか。今まで捨てられたものが再生されるのなら、考えてもらってもよいと思います。三つ目は、報道等で話題になっております使用済み携帯電話などに含まれている金や銀、白金、パラジウムなど多くのレアメタ

ル、つまり希少金属が使われているため、これらを取り出して再利用することが推進されております。

携帯やパソコンなど電子機器や家電に含まれる金の量は、日本全体で六千八百トンになり、この量は金の埋蔵量の一六%にもなり、各国の鉱山の埋蔵量と比べても最大の南アフリカを抜いて世界一のことです。金鉱石よりも含まれる金の割合はずっと高いので、都市鉱山とも呼ばれております。我が家も使用済みの電話が三機眠っております。きっと皆さんの家にもあるんじゃないでしょうか。

今述べました三点は、資源環境型を推進することによりごみの減量ができます。今や積極的に北方町も推進をされることを考えておられないのか、お尋ねいたします。

また、北方町ではごみ減量化のため、CO₂削減のため、七月より県下で四番目にレジ袋の有料化を推進されました。七月、八月と短期間であります。何か成果がございましたらお聞かせください。よろしく願います。

次は、新バリアフリー法についてであります。

だれもが安全で快適に暮らせるまちづくりの推進として、新バリアフリー法が成立して、もう二年がたっております。これまで、公共交通機関や駅などの旅客施設については交通バリアフリー法で、またデパートなどの建築物についてはハートビル法によってバリアフリー化が進められてきました。新バリアフリー法はこの二つの法律を統合し、高齢者や障害者の方々移動しやすいまちづくりを一体的に進めるものであります。

これまでのバリアフリー対策は、個々の施設、駅周辺に重点が置かれてきましたが、新たな整備対象に駅周辺の施設をつなぐ道路や駐車場、都市公園を加え、さらに交通機関として福祉タクシ

ーを追加されております。これまで駅やビルなど点のバリアフリー化が進められてきましたが、今後は面として広げ、地域一体と総合的にバリアフリー化をすることになっております。

また、バリアフリー化の具体的な整備に当たっては、計画段階から住民や利用者の方々の声を取り入れられるようになっております。各市町村は、基本構想を検討する協議会に高齢者や障害者団体の関係者も参加できるように明示し、住民参加の仕組みを法定化してあります。協議会の中で、高齢者の方々が生活上よく利用する地域の重点地区に指定したり、段差の解消や車いすが通れる道幅を確保するなど、バリアフリー化する施設や経路などを決定することとしています。さらに、交通バリアフリー法とハートビル法では対象が高齢者と身体障害者となっておりますが、新バリアフリー法では身体障害者の「身体」の二文字をなくし、精神や知的、発達障害を含めたすべての障害者に配慮したバリアフリー化を目指すことになっております。

北方町の施設には、新設された建物には、床、トイレ等バリアフリー化されている点が見られます。しかし、使い勝手が行き届いていない。一度車いす等に乗ってみてというか、実際、協議会を持ってあらゆる見直しの再点検をお願いしたいと思えます。人に優しいまちづくりを推進していただきたいというふうに思っております。町長の推進されておりますバスターミナル計画が、新バリアフリー法にしっかり乗っていることが今わかりました。

いま一度考えてほしい一点として、公共の駐車場に車いすの絵がかかれてありますが、障害を持った高齢者の方、妊婦さん、すべての方が利用しやすいよう標示をしてほしいと思えます。

また、この役場の東玄関に一つあるわけなんですけれど、そこをの一角を思いやり駐車場区画にしたらどうかかなあというふうに考

えます。また、北方町の公共施設の駐車場は、今後もより多く優しい北方町の思いを知っていただくために、どうか今言いました思いやり駐車区画を設けてほしいと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず一回目の質問を終わらせていただきます。

一、町長 福井議員には、新バリアフリー法について、具体的に動き出せという御指摘のようにお伺いをいたしました。

直接この法律と関係をしておるわけではございませんが、非常にタイミングよく、今お話のように正面玄関のところに障害者の駐車場のスペースを確保しておるわけでございますけれども、ちょうど私の部屋の真下でございますので、毎日状況を見ておるんですが、これもモラルの問題でしょうか、健常者があそこに平気で車をとめて役場へ出かけてくださる。本当の意味であそこが必要な障害者の方がどの程度役場にお出かけいただいておりますかという数字を私は今知りませんが、やっぱりこういう状況を見ておりますと、少ししっかりした整備をもう一遍やり直す必要があるんじゃないかということ、ここ役場の幹部の皆さん方とお話をしておりまして、早急に正面玄関の地域を一般者の健常者の人は前の駐車場をつくっていただいて、あの役場の正面玄関のところは、今おっしゃるよう障害者の人たちが優先的にとめられるスペースで、もちろん議員今お話の妊婦さんとか、乳幼児連れの方を優先させる駐車場にし直そうではないかという話をちょうどしておるところでございます。大変いいタイミングで御質問をいただけたと思っております。

これは大して費用もかかるわけではございませんけれども、やっぱり住民の皆さん方に、そういう意味でのハンディを背負った人たちを優先する社会といえますか、福祉の心を持っていたく

ためにも、そのスペースをしっかりと確保しておく必要があるのではないかと。県など、岐阜市もそうですけれども、だんだんと公共施設の中にそういう駐車場スペースを設置していく方向になっておりますので、まず第一段階として庁舎前をそうしよう。将来的にはもう一度町内の各公共施設をしっかりと見直して、そういうスペースを確保していく方向で行きたいというふうに考えておるところでございます。

この法律というのは、今申し上げましたように、高齢者や障害者などが日常生活で自立していけるといって確保をすることが目的であるわけでございまして、その対象となる建築物というのは特定建築物と特別特定建築物というふうに分けられておりますけれども、数が非常に多いんですね。公共施設はもちろんほとんどがこれに該当するわけでございますし、学校だとか便所だとか、そういうところの施設も当然対象になるわけでございまして、大変多義にわたっておるわけでございます。もちろんこれらの施設を高齢者や障害者などが利用していただくについては、利便性と安全性を確保するということが大前提でございますから、申し上げますように非常に多岐にわたっておりますけれども、これから随時その方向で心がけていきたいと思っております。

ただこの法律によりまして、新しく建設をする場合、そのことを確保しなければならないということになっておるわけでございまして、既存のものについて厳しい規制や義務があるわけではございませんけれども、議員御質問の趣旨にとって、これから徐々にそうしたことも含めて整備をしてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

残余につきましては所管からお答えさせていただきます。

一、参事兼都市環境農政課長 失礼をいたします。私からは、リサイクルの取り組みの状況と、レジ袋の有料化についての状況の御報告をさせていただきます。

資源ごみの再資源化につきましては、御承知のように十七年の四月から北方町のリサイクルセンターの設置目的であります資源循環型社会の構築を目指した施設として運営をしております、それに伴って3R推進事業を取り組んでまいったところでございます。

御指摘のようなペットボトルのキャップとか陶磁器、それから使用済みの携帯電話などにつきましては、当然限られた資源の有効活用をするということでは、議員御指摘のとおり、我々も同じ思いを持っておりますのでございます。

現状では、キャップにつきましては細かいものであるということもありまして、本来の容器包装の分別収集の対象物ではございませんけれども、現実問題は生ごみの方に一緒に含まれて北方町では焼却処分されているのが現状だと思っております。

それから、陶磁器のリサイクルにつきましては、前年の九月にも議員から御質問がございましたが、現在の状況を調べましたら、岐阜県内では不破郡の垂井町がまだ現在試行的に取り組んでお見えになっておるような状況でございますし、全国的にも都市部、首都圏でございまして、そちらの方が積極的に取り組んでお見えになるような状況で、まだまだ行政がリサイクル収集という形で実施しておるところが少ないような現状だと思っております。

どちらにしても、資源ごみを細かく分別して回収することにつきましては、当然それに伴った回収に対する経費とか、それを処分する経費がまた別個で必要になってくるということが課題であろうかと思えます。大変財政的にも厳しい中で、最も投資効果が

効率よく反映される対策を今後とも研究してまいりたいと考えておりますが、それにつきましては、先進地や他の自治体の動向も十分勘案しながら、導入については慎重に対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、使用済みの携帯電話でございますけど、現在、経済産業省では、資源の乏しい、議員もおっしゃったとおり、ハイテク製品に欠かせない希少金属であるレアメタルの確保を目的に、携帯電話などの電子機器の回収率をてこ入れするため、資源有効利用促進法を改正して、早ければ来年の春先にも施行したいという考えで進められているようにございます。この法律の改正の中身につきましては、携帯電話の販売店の方に回収を義務づけたら、その違反者については社名を公表したりと、このような罰則規定を設けるようなことを聞いております。

現在では、リサイクルセンターに持ち込まれます粗大ごみの中にも携帯電話の古いものがまざってございます。こういうものにつきましても、極力その部分を分解・回収しまして、資源の回収に努めているのが現状でございます。今後とも、貴重な資源をできる限り有効活用するために、広報紙や環境だよりなどを活用しまして、町民の皆様方に御協力いただけるように啓蒙してまいりたいと思っております。

それから、レジ袋の有料化の現状でございますが、議員御指摘のとおり、本年七月一日から、岐阜県下では四番目に北方町は取り組んで、先駆けてレジ袋の有料化を実施してまいりました。

近隣の市町の状況は、岐阜市がこの九月一日から実施されております。今後は、本巣市が十一月一日、揖斐郡大野町が十月一日という実施予定として県内では公表されておりますし、県下の状況としましては、今年度中に三十六市町が実施するということが

聞いております。

北方町の現状でございますけど、アピタなどのスーパー関係につきましても、七月が八二・八八％、八月が八四・〇五％、ドラッグ関係につきましても、七月が八四・七四％、八月が八六・六六％ということで、トータル、月平均にしますと八四・五八％ということでございます。これについては、毎月関係者の方から報告がございますので、その都度広報等、それから町のホームページ等で公表させていただいておるということでございます。

全県下の動きにつきましては、県の地球環境課の方からホームページ等で利用されて公表するという事に聞き及んでおります。現在でも、レジ袋の有料化協議会もございまして、そちらの方で御協議をいただきながら、マイバッグの持参運動を積極的に推進したり、未加入であります小売店等さんにも加入の促進について今後とも推進をしていきたいと、以上のように思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。

新バリアフリー法の方に関してですけれど、私も高山市の方へ行ったら、観光地ですのでもちろんそういった取り組みはされております。先進的な取り組みをされておるということをお見かけいたしました。

やはりこちらの方になりますと、生活単位の部分が多くありますので、細かくしてしまうと本当に大きなお金がかかってしまうものだと思いますが、いま一度、私も母を生涯学習センターの方へ一度連れていこうと思いついてやったところ、ちょうど小雨が降っておりました。そんな関係上、車いすじゃなかったんですけども、やはり車いすも今本当に電動とか、付き添いがあります

けれども、そういった手段でもって出かけてみようという方たちが見えます。先ほどの協議会の方にも、高齢者の方とか障害者の方をまぜていただきながら検討されたらいかがですかというふうに提案したんですけれど、車いす等々を一度実押ししてみながらとか、自分で運転しながらこういった施設を訪れてみると、相当な厳しい部分がやはりありますので、どうか一度職員さんなり、障害の方で協力していただける方があれば、実際にやってみられて、そして点検をされることを、私ももう一回望みたいというふうに思っております。

もう一つのごみの減量化について、やはり再利用というのがごみの減量につながりますよね、もちろん。そういったことを考えて、そしてまたせっかくレジ袋等の有料化にして、やはりCO₂の削減を推進していく心意気、そういった部分でももちろん市町におきましても目標数値というのを掲げられているんじゃないかなというふうに今思っておるんですけれど、そういったことを考えると、小さなことでも人件費等々が要するというようなお答えがあったんですけれど、回収という部分じゃなくて、リサイクルセンターがございまして、持ち込みを最初にやられて、そして推進されたらどうかなあというふうに思うわけです。

これ以上、だんだん数字が求められてきます。そういったときに、北方町はどのような施策でもって削減を推進されていけるのかなあというふうに思っております。

いま一度、もし答弁があればちょっとお答えしていただきたいと思いますが、よろしく願います。

一、参事兼都市環境農政課長 議員おっしゃるとおり、資源の活用については当然そのような形で進めるべきだとは思っております。

それで、リサイクルセンターの利用方法につきましても、いろ

いろなところで利用時間とか、そういうものを一度見直したらどうかというような御議論もございまして、持ち込みの方法として、ペットボトルのキャップ等こういうものの方策が、センターの方で実態として受け入れ体制ができるということであれば、その回収業者、こういうものとの協議が整った段階で前向きに検討できかなあということをお思っておりますので、一度研究をさせていただきますと思います。

一、五番 福井裕子君 今回、こういった検討をされていたかどうかで、本来にありがたいなあというふうに思っておるんですけれど、実際、これから検討課題の中で車いすとかお年寄りの方とか、そういった方たちを交えながら、本当にここはこうなったらいいのになど。弱者といたら本当に申しわけないんですけど、そういったお声を実際まけていく、取り入れていく、そういった形をとってほしいなど。頭だけで考えても、本当に実際私が使ったときに相不都合さがありましたので、そこら辺のお約束というか、そういった部分も取り入れていただけないかなあと思いついて、お答えをお願いいたします。

一、町長 バリアフリーの問題というのは、建物の中が一番今課題になっておるわけですね。大体北方町もこの庁舎を含めて相当古い建物もあるわけですから、車いすで出入りできるところまでは各施設とも整えておるわけですが、典型的なのはこの役所の例でございます。一階までは来られますけれども、それ以上のところへ車いすの方が仮にお出かけいただくとしても可能な状況でございます。じゃあ役所の中でそれができるようにするかといいますが、この建物でございますから、それほど大がかりな改修工事というのはやっぱり耐震上の問題も出てまいりまして、非常に難しい状況にあるわけでございます。

しかし、最近建築をいたしましたきらりなどにおきましては、そういうことも十分配慮をされておるわけでございますので、比較的障害のある方も利用しやすいシステムにはなっておるといふふうに思っておりますけれども、これは今議員おっしゃいますように、健常者だけの判断では、やっぱり実際に使っていたり方たちの利便さ、不便利さというものが十分に生かされませんので、これから新しい建物をつくるときがありますれば、そういう人たちとも十分意見を聞きますし、いろいろな施設を点検してまいります、改修する必要がある段階に至りましては、議員の御趣旨に沿って障害者の人たちとの相談を重ねて、できるだけ利用のしやすい施設にしていくように努力を払ってまいりたいと思っております。

一、五番 福井裕子君 ありがとうございます。終わります。

一、議長 次に、立川良一君。

一、六番 立川良一君 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今、町民の一番の不安というのは、老後の不安と教育に対する不安であります。私は、きょうはこの二点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

去る九月十一日に、北方町では敬老会が開催され、元気に出席されましたお年寄りの方々のお姿に接して、大変うれしく思いました。新聞でも、六十五歳以上の人口が昨年より七十六万人ふえ二千八百十九万人となり、総人口に占める割合が二二・一％となり、過去最高記録を更新したと出ておりました。七十歳以上の方も二千七万人で、初めて二千万人を超えたと報道されておりました。平均寿命も、女性は二十三年連続の世界一の八十五・九九歳、男性も七十九・一九歳と世界三位とのであります。こ

の傾向は今後二〇二五年まで続くと言われ、今後、高齢者人口はふえ続けると言われております。ますます高齢社会になるわけでありませう。

厚生労働省は二〇〇四年に、在宅ケア重視策として、特別養護老人ホーム、グループホームなどの施設の新規開設の抑制を地方自治体に指示を出しております。けれども、今後ふえ続ける老人の施設入所を考えますと、ますます狭き門になると予測されております。現時点でも、本巢地区にある四つの特別養護老人ホームはどこも満杯で、大和園が八十名、フレンドリーおりべが百名、ほづみ園が七十名、さわら苑が八十名の計三百三十名の定員に対して、おのおの二百五十名から三百三十名の方々が待機しておられます。もとす広域連合の施設であります大和園は、八十名の定員に三百二十七名の方が待機され、そのうち北方町は四十八名の方が待機しておられます。大和園に申し込んで待機しておられる方が一番長い方というのが、平成十七年の三月に申し込まれた方が待機しておられます。ほづみ園では平成十三年に申し込みをして、いまだに待機しておられる方がおおいでになります。

そういった状況の中で、北方町は現在八十七名の方が特養の待機をしておられますが、御承知のように、特別養護老人ホームの場合は中の入所者が天命を全うされて初めてあきができるわけでありませうので、気が遠くなるような話であります。

北方町の待機者のうち、要介護三、四、五の認定を受けての待機者は、八十七名のうち五十六名にも達しております。特養入所までに、在宅あるいはショートステイ、あるいはグループホームで受けとめるわけですが、御承知のようにグループホームは認知症の方に限って入所が認められておりますので、北方町にありますファミリーケア北方でも九名三グループ、二十七名の方

が入所しておられますけれども、需要に追いつかないのが現状であります。本来、先を見据えて取り組むのが政治の大切な使命でありますけれども、まことにお粗末であると言わざるを得ません。安心・安全なまちづくりを心を痛めておられます町長に、現状をどう認識され、どう受けとめていかれるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

一、町長 議員が今、大変危機意識をお持ちになっていらっしゃることは、私も同様な気持ちでおるわけでございます。

介護保険制度というのが平成十二年にスタートをいたしましたわけでございますけれども、当町はもとす広域連合の管内のうちでもいち早くグループホームなどの誘致もいたしまして、あるいは町単独で家族介護の担い手であるホームヘルパーの養成なども行ってきたわけでございますし、また御案内のようにいきいき支援センターまどかとか、高齢者ふれあい健康センターなどの介護予防の拠点整備なども進めてきたわけでございます。けれども現実の問題は、その程度では追いつかないという状況にあることも否定することができない事実でございます。大変難しい問題を私たちはこれから課題として抱えていかなければならないというふうに思っておるわけでございます。

さきに介護保険の計画案を策定いたしますときのアンケート結果を見させていただきましたが、そのアンケート結果によりまして、家族や自身に介護等が必要になった場合、どのようにしたいと思えますかという設問に対して、施設等の入所を希望される方は約二〇%ございました。一方で、介護保険サービスなどを受けて自宅介護してもらいたいという方が五〇%ございました。お互い人間でございますから、施設をつくってそこへ入っていたければ、これで福祉といえますか介護事足りという状況でも、

また人情としてないわけでございまして、自宅で人生最期の時を迎えたいとか、いろいろな御本人の御希望もあるわけでございまして、これにどのように対処していくか、非常に難しい問題でございまして。

介護保険法も改正されて、今、政府は施設に入っていただくよりもできるだけ自宅に帰そうという方針のようでございまして、お話のように大変待機者が多いような状況、つまり施設が非常に不足する状況が現出しておるわけでございまして、これは一つの市町村の力でどうしようと、施設をつくらうと言われましても、とてもそれに対応できる力は私どもは持っておりませんので、そのための広域連合でもありますし、これからの程度個人で、民間でこういう施設がつけられていくかわかりませんが、政府の方針によりまして、そういう施設をこれからつくるよりも自宅で自立させようという方針が強いようでございますので、恐らく今までのように施設も民間が建設をしていくということの望みというのが非常に小さいんではないかというふうに思っておるわけでございます。

福祉計画全体として見直すときが参りましたら、またそういうことを含めながら、皆さん方のお知恵を拝借して、北方町でできる施策は何があるか、そういう追求もいたしていきたいというふうに思っておるところでございます。

一、六番 立川良一君 おっしゃるとおりでございます。

施設をつくって、例えば、今、本巢市にニチイのやわらぎという施設が七月にできました。これが小規模多機能型居宅介護であります。定数が二十五ということになっておりますけれども、十八名が採算基準になっております。三カ月たって、今四名の契約者で、赤字経営で苦しんでおります。デイサービスセンター、北

方町のデイサービスセンターもひっくり返るめて、介護がすべて一杯になるということではなくて、先ほどのアンケートというのにもよくわかります。二〇%の方がと。私も最期まで母親を自宅で介護したいと願っておりました。しかしながら、現実にはそういう事態に直面いたしますと、そんなことは言っておれなくなってくるんです。ちょうど七月二十六日に、アピタで何かピアガーデンが開催されたときに、もとす広域連合大和園で盆踊りの夕べがありました。市長さん、町長さんがおいでになりませんで、私が来賓で行ってまいりました。そのときに百二歳になる方とお会いしました。大変喜んでおられました。お世話になりましたと。家族の方々に大和園に対して御要望はありませんかと。何もありません、感謝の気持ちで一杯でありますと言われたんです。私は明るく日、東京に上京しました。戻ってきたら、その方の告別式ということでありました。たまたまピアガーデンから戻ってこられた藤原市長さんが手を握って、涙を流してみえたんです。忘れられないというかですね。家族の方々も七十六歳の方、いわゆる老老介護というところで、奥様が大変お悪くなってきた、三年間待ってやっと大和園にお入りになったと。

子供が親を施設に入れるというのは、かなりの勇気が要ります。一生懸命自分の力で見ていきたい、自分で最期をみとりたいという気持ちと、現実には最期、特養でお世話になったときの、本当に至れり尽くせりの介護を受けながら、私も母が八十六歳で終わったときに、本当に感謝の気持ちだけでした。

今、現実には北方町の中で八十七名の中の五十六名の方、いわゆる介護度三、四、五というのは、五というのは寝たきりで何もできないです。どういうふうにかケアに向かっておられるかわかりませんが、その中でお一人の方が同居、介護が困難な家族と

同居されておる方が七名、可能なというのは介護ができる方と同居をされている方が六名、計十四名ですね。要介護四の方が二十一名、同居が四名ということになっています。ぜひその気持ちをしっかりと受けとめていただいて、町長さんのおっしゃるとおり、私は北方町にその建物を建てようとか、そんなことは言っておらへんですよ。だから、この議場に参列をしております執行部の方々と議員の我々が、そういう現実をしっかりと受けとめていかなきゃいかんなど。二〇二五年というのとあと十七年ぐらいですか。ますます高齢者がふえていきます。お元気で長生きをされるという喜びと、受けとめていく側の配慮というか準備というのをしっかりとやりたいと思います。町長さん、頑張ってください。

私はいろんな席に生まれて、祝辞とかいろんなことで町長さんのごあいさつをお聞きして、全く感心をして承っております。福祉はいたずらにお金を出すだけじゃなくて心が大切という、全くそのとおりでと思うんですけど、町長さんともなると、そうおっしゃっておる町長さんのお心を一万八千の町民にどう啓蒙・啓発していくかというのが大きなお仕事になると思いますし、ぜひよろしく願いたいと思います。

続けて、木野村課長にお願いしたいと思います。

老老介護という言葉聞いたことがあると思いますけれども、老人が老人を介護するという高齢者夫婦に見られる状態を指した言葉であります。今は認知介護という、認知症の人が認知症の人を介護する状態が出てきております。子供との同居が少ない大都會を中心に、今後ますますふえてくるんではないかと言われております。いよいよ自分のことが自分でできなくなり、介護の認定を受けると各種介護のサービスを受けることになるわけです。

介護保険の導入後、施設の利用料が大変高くなりました。介護

保険のない時代、特養の場合は大体国民年金の範囲で賄うことができず、介護保険導入後は、国民年金だけでは入所が困難になってきております。

私立、本巣郡に三つありますけれども、施設の場合は、居住費六万円は自己負担、食費が約四万二千円自己負担、介護保険の対象になる一割、九割は保険料で補っていただきますので、それをひくくると、要介護五でグループホームの場合ですと十一万六千円になります。どちらにいたしましても、働くことができなくなってお年を召してきた方が国民年金だけに頼るといふことになる、どの施設も入所は困難であります。

私も介護保険を払っておりますし、なぜこういうことになったんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

一、福祉健康課長 失礼をします。

介護保険の施設利用料が高くなって、国民年金の収入だけでは入所が困難だというような御質問についてお答えしたいと思います。

国では、介護保険財政の安定化という形で、先ほども言われましたように、二〇二五年の超高齢化時代を支えていく保険財政の安定化というような形を図るために、そしてまた在宅の人の生活費と介護保険費用の負担、そして施設利用している人の介護保険の負担ということを考えまして、その在宅と施設の人の費用の公平性ということを考慮され、今まで施設に入っていた方の介護保険で含まれていました施設の食費や居住費、日常生活費が、平成十七年十月から自己負担化になっております。それに際して、低所得者の人の施設サービスということも、利用が大変困難になるのではないかとというような形で、限度額制度を設けられておりま

す。それは、一定金額以上については介護保険で補てんされるというような低所得者対策が設けられております。しかし、もとす広域の介護保険のアンケートを見ますと、通所のデイサービスの利用料の満足という方が六八%に対して、短期入所、一週間なり二週間なり、その人の都合に応じて施設に泊まりに行くサービスにつきましては、利用料が妥当だと思われる方が四二%というような形で、その数字を見ても負担が重くなっているのではないかなあというふうには思っております。

そこで、国民年金の収入で入れる施設と考えますと、本当に職員さんがおっしゃるとおり、新しくできた施設ではちょっと無理だなあというふうには思いますが、旧来多く整備されております四人部屋とか二人部屋とか、多床部屋の特別養護老人ホームが何とか入れるのではないかなと思っておりますが、先ほどの御質問があったように、待機者がたくさんお見えになりますので、何年か待っていただくというような形になるかと思っておりますが、どうぞよろしく願います。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

介護保険を納入すると、またあと何か老後は保障されたというような勘違いをしておりましたけれども、介護保険は四十歳からですか、払っていくという。それで、その認定を受けないとすべての対象にならない。例えば、私は六十七歳になりますので、特養に行つて今から予約をしても話を聞いていただけじゃない。あらゆる施設も、サービスもそうなんですけれども、この介護保険はまた高くなる方向と聞いておりますけれども、こんな中で大変というか、国民年金というと普通の方で月に七万八千円ぐらいですか、六十歳で前倒しされる方は三万何千円で、年金からすべて天引き。介護保険料天引き、今度は町税も天引きとかで、天引きして残つ

た年金で……。

私は今回の一般質問で、本巣の特養四カ所、グループホーム、全部回ってきました。たまたま今、立場がありますので、大変丁寧に御説明をいただきましたけれども、要するに、最後はお金がないと入れないというのを肌で感じ取って帰ってまいりました。

特に私立の場合はそういう感じがいたします。年金の場合に、例えば順番が回ってきてお世話になれないものかという質問も全部してまいりました。大変厳しいなど、入れていただくことが難しいんじゃないかなど。そうすると一人で、あるいは老人・老人、認知症・認知症というお年寄りに、どうやって地域で、我々が手を差し伸べてというのは大きな課題でありますので、先ほど町長さんにお話ししましたように、その施設をどうかとということとは不可能なことでありますので、みんなで力を合わせて見守っている体制づくりは考えていかなきゃいかんじゃないかと思えます。

国の方で在宅ケアの重視策というのをうたって、施設を抑制すると。つくらない。もとす広域連合でも、今度は要介護一が予想以上に多いもんで、そういうふうにならないようにということとケアというんですか、予防に努めるということを打ち出してあります。今、この予防に関して課長さんの方で、何歳になると対象者に対して、対象者というのは六十五歳以上ですか。どうやって啓発をされて何を、効果まではわからないと思うんですけれども、今おやりになっておること、そしてその感触、ちょっとお答えをいただきたい。

私は最初に町長さんにお聞きしましたように、予防をしようが在宅介護をうたおうが、最期は施設が要ると。だから、さっき町長さんがおっしゃったように、方向を誤るとデイサービスがみんなあいています。こういう短期入所、ショートステイ、ほとんど

あいているんです。さっき言った二十五の定員が四名という、介護される側に見たら、たまたま出張するから二日間お願いしますというような、そういう段階ならいいんです。もとす広域連合のショートステイもそうですけれども、ほとんどが特養待ちというような感じになります。その穴を埋めて老健とかとありますけれども、三カ月で出なきゃいかんと。三カ月間上げぜん据えぜんで、自宅に帰ってくると全くできなくなる。もうパニックになります。

だから、そんな中でちょっと様子をお聞かせいただきたいのと、もう一つついでに課長さんに聞いておきたいと思うんですけれども、受けとめていく方も大変なことなんですけれども、今度介護する人ですか、いわゆる介護の人材というのが今どこも不足をしております。大和園でも常時募集をしておりますし、介護する人が少なくなってきたおる。離職率というのがあります。職業についてやめるというふうな。この介護の業界では二〇〇七年、二一・六%の方がやめております。全産業の平均が一六・二%です。なので、かなり多くの方がおやめになります。一つは低賃金、一つはやっぱり重労働というんですか、仕事が大変きつということだと思えます。施設の方も不足をしておりますし、介護する人材というか、その方すらも減っていくという、ちょっと二つまとめて結構ですので、お願いします。

一、福祉健康課長 自席から失礼いたします。

まず在宅サービスの方でございますが、新しい介護予防サービスが始まるに当たりまして、地域包括支援センターというところを立ち上げました。そちらには各方面のプロというか、主任ケアマネ、そして社会福祉士、保健師等を配備いたしました。介護問題の相談、介護予防教室、そして実態把握等を推し進めておりま

す。実際に具体的に言いますと、認知症予防教室、そして運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善事業等を実施してきております。残念なことに、北方町だけではなくて全国的にもまだまだ周知が行き届かないということもありまして、参加者が少なく、効果が出るにはまだ至っておりません。そういうことを含めまして、今年度からは対象者を広げるといような形で、生活機能調査を実施します。その実施に基づきまして、九月から要介護になるおそれの高い高齢者の方については、家庭訪問を実施しましていろんな実態把握を実施します。それに基づいて介護予防プラン等を作成していくといような形で、在宅福祉サービスを充実していきたいといふうに今頑張っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

成果等については、もとす広域の協議会の方でも諮りまして、成果が出るような方向を出していきますので、よろしく御願ひいたしたいと思ひます。

次に、介護現場の人材確保という問題でございますが、そういう問題が全国各地から御意見が出ております。岐阜県におきましてもそういう問題をかんがみまして、アンケート調査を施設の方に実施しております。

そんな中でちょっと御紹介をさせていただきたいと思ひますが、介護の仕事を選んだ理由といような形で大きく三つくらいあります。資格、技術を生かすためとか、生きがい、社会参加のために、この仕事はこれからの時代にますます必要になるといようなに考えた方が多くお見えになります。新しい介護問題を意義を持って就職されたわけなんです。先ほど議員さんがおっしゃったとおり、なぜ離職ということが起きてくるのかといふと、それもアンケートに出ておりますが、大きな三点です。仕事内容の割

に給与、賃金が低い。例えば、病気の方とかいろんな方がお見えになりますので、感染症にかかりやすい。自分自身、介護で腰痛、けがの不安がある。そして、業務に対する社会的評価が高くないといようなこととか、夜間や深夜時間帯に、国の方の指導で介護報酬の引き下げといふことありまして、深夜体制の人員削減とかいふことありまして、深夜一人とか二人で介護するのは不安だといような形で離職されるといふのが大きな原因となつております。

そういうことも含めまして、国の方でも介護者の待遇改善といような形で、今年度、法が整備されたと思つておりますが、人材確保といふこともこれから緊急の課題といふ形で国、県とも進んでいきますので、ひとつ御理解のほどよろしく御願ひいたします。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

間違ひなくこの事実といふのは受けとめていかなきゃいかんときが参りますので、本腰を入れて取り組んでいただきたいと思ひます。

今度は教育長さんにお願ひをいたしたいと思ひます。

ことしの七月に、第五十八回社会を明るくする運動といふのが法務省の主旨によつて行われました。この運動は、まだいまだ戦後の混乱が続いておりました昭和二十六年に、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して始まった全国的な運動であります。平成十四年に戦後最多を記録した刑法犯の認知件数が、平成十五年以降は五年連続で減少しております。平成十九年においては、十年ぶりに二百万件を下回りましたけれども、その件数は依然として高い水準にあり、治安に対する不安は改善されているとはいふがたい状況であります。家族間での悲惨な事件、幼い子供が犠

牲になった痛ましい事件など、凶悪・粗暴な事件の発生が続いており、多くの国民が治安の回復及び犯罪の防止のための取り組みを切に願っておりますし、世界一安全な国・日本の復活を待ち望んでおります。

このような深刻な犯罪状況の背景として、家庭、学校におけるしつけ機能の問題、都市化に伴う近隣住民との人間関係の希薄化、地域の犯罪や非行を抑止する力、地域教育力の減退が指摘されておりますけれども、このようなときこそ地域住民の連帯を強め、地域の持つ教育力を高める必要があると私は考えておりました。しかしながら、最近次々起きる事件は、地域の教育力を高めるだけでは及ばない事件が多々発生しております。

六月八日、歩行者天国でにぎわう東京秋葉原の無差別殺傷事件は多くの問題を提起しました。最近、事件をすべて個人の心の問題に帰結させる傾向にありますけれども、社会構造を変えないと犯罪は起き続けると思われずし、労働者の問題、格差の問題を再考するいい機会としてとらえなければならぬと思っております。

私は、教育、すなわち学歴偏重の教育のひずみが今出てきているのではないか、そんなふうに思っています。心の弱さ。事件後、本人のおじさんの 別の選択肢があったのではないか」という言葉が大変印象に残りました。犯人の「すべて社会が悪い。みんなの責任だ」というのも幼稚な考え方だと思えますし、社会性も未熟でありますし、心理的に極めて弱いと思っております。彼が進学した高校というのは、岐阜県でいうと県立岐阜高等学校であります。岐阜高等学校に入ると、一番から三百五十番が間違いないとあって、それを受けとめていかなければいけません。挫折感というんですか、もう十五歳にして僕は終わったと。

心と体の健康づくりというのが本当に大切なことだと思うんですけども、今後、北方町の子供を健やかに育てていくために、教育長さんは一番何を大切にして、具体的にどのような形で展開をしていかれるのか、お尋ねしたいと思っております。よろしくお願いたします。

一、教育長 一点だけでよろしいですか、お答えを申し上げますけれども。

大変よく勉強されて、青少年の健全育成に御尽力をされております。敬意を表したいというふうには思っておりますが、一点だけ訂正をさせていただきます。

教育に対する不安という言葉を最初に立川議員申されましたが、私は北方町の町民は不安というよりも関心を持っているというふうに理解しておりますので、その点ひとつ御理解していただけたらありがたいというふうに思っております。

さて、昨今の子供のかわる事件を見ておきますと、私どもが想像だにできなかった大変重大な事案が多く発生しております、私も本当に一人の教育者として胸を痛めているところでございます。こうした事件は、今や特異な事件として、それは特別な事件だからというようなことで片づけることのできない深刻な問題であり、いつでも、どこでも、だれもが起こし得る、そういう事件、事案であるという深刻な危機感といったらいいんでしょうか、そういう受けとめ方をしなければならぬというふうに思っておりますし、また、議員がおっしゃるとおり、当事者あるいは関係者だけの責任にしてしまわないで、私どもこそどういった問題で真剣に受けとめて、その対策、施策を考えていかなければならないことであると受けとめております。

次にその原因ということになりますが、今、立川議員がいろん

な社会構造の問題から始まりまして原因をおっしゃってくださいましたが、それは専門家の皆さんに任せることとして、今一番大事にしなければならぬことは、これは私が常々北方町の子供たちを見ていて感ずることですけれども、生まれたときはだれもが真っさらな白無垢なんですね。ところが、そこへいろんな環境で色がつけられて、やがて成人に成長していく。そうすると、その色のつけ方、どういう色を子供たちが自分の人間としての生き方の中に取り込んでくるか。実はこれが非常に私は大きな問題であるというふうに思っております。それは子供が成長する過程、その時々身に付けなければならぬこと、クリアしなければならないことがあつてくる。それを今の子供たちは本当にクリアして成長してきているか、あるいは身につけて成長してきているか。実はここが問題であると私は受けとめております。それを私は、子供が人間として成長していく上で必要な発達課題というふうにとらえております。

一つの例を出しましょう。零歳の子供、オギャーと生まれますね。この生まれた子供の発達課題、つまり零歳の子供であっても、赤ちゃんがクリアしなければならぬことは何だろうと考えたときに、それはやがてこれからいろいろな色がつけられるであろう心の耕しであると。白無垢ですね。そうすると、その心はだれが耕すかという、実は御両親なんですね。御両親が、赤ちゃんを抱いて自分のおっぱいを飲ませて、そしてそのぬくもりを肌で感じながら心が広がっていく。あるいは父親があやす。子供をあやす中で赤ちゃんの心が広がっていく。広い広がりをつくってあげることが、私は零歳のクリアしなければならない課題であるというふうに思っております。これは一つの例です。

ある笑い話があります。うちの子供、最初に覚えた言葉が 売

ろう」だったというんですね。普通だったらマンマとか、パパとかママなんでしょうけれども、売ろう」という言葉を覚えたというんです。何だかわかりでしょうか。実はこれは、ヨメ兵に売ろう」なんです。ヨメ兵に売ろう」の 売ろう」なんですね。つまりこの赤ちゃんはテレビの前にずうっとほったらかされて、そのテレビの ヨメ兵に売ろう、ヨメ兵に売ろう」というコマースヤルの 売ろう」を最初に覚えた、こういうことなんですね。私は、これでは発達課題はクリアされていないというふうに思っております。

じゃあ二歳の発達課題は何か。歩き始めます。今まではお乳を飲んで育っていた子供が歩き始めます。動き始めます。世界が広がります。このときにこそ教えないといけないのは、していいこと、していけないこと。やっていいこと、やっていけないこと。まさにしつけないんです。三つ子の魂百まで」と昔の人は言いましたが、本当にいいことを言ったなあというふうに思っております。

三歳、四歳、五歳、六歳、十五歳、どんどん年齢が進むにつれてこの発達課題が私はあるというふうには理解しております。それがクリアされていない。これが私は今の子供たちの大きな事案を引き起こす背景にあるというふうに見ておりますから、そういう立場からいたしますと、以前の青少年の犯罪と、今日青少年が引き起こす犯罪は、大きくその質が変わってきていると言わざるを得ないというふうに思っております。

それではその対策としてどうするか。これには幾つか考えられますが、といって特効薬があるわけではございません。今、北方町、私ども教育委員会が行っておりますのは、二つございます。

一つは、昨年度の一月からですが、実は北方町の子供たちの実

態調査をしました結果、家庭生活のありようについて、もっと親と子が一緒になって取り組んでもらわなければ困ることがある。これをすべての先生方が検討し、それを代表の先生方に持ち寄っていただきまして、北方町の家庭教育提言十という形でまとめさせていただきます。そしてそれを全戸配布しております、家庭に。ぜひともこの十の項目については、それぞれの家庭で親の責任として守ってください、あるいは子供に身につけてください、こういうことを言ってお願ひしております。

二つ目は、今年度から、零歳から一歳になる赤ちゃんを親を対象に、二歳になる幼児と親を対象に、三歳になる幼児と親を対象に、「びよびよ教室」「おちよち教室」「わくわく教室」なるものを設けました。最初は定員十名というふうに限定をしておりますが、月ごとに希望者がふえまして、現在の教室も定員の十名を大きくオーバーし、三十名前後の親さんたちが子供さんを連れて集まってきてもらっております。それだけある意味では親さん方が子育てに関心を持つと同時に子育てに対する不安も持ち合わせておみえになる。私も、今後こうした親さん方のニーズに合った内容を検討しながら、小さいうちにうんと心根を広げ、深めていく、そういう指導に取り組んでまいりたい。あわせて、昨年度から室戸町長の肝いりで道徳教育の推進ということで補助金をつけていただきました。この補助金を大いに活用して、心根を耕してまいりたい、このように考えながら、小さいうちに本当に人間としてのあり方とか、人間としての生き方の基本となる内容、あるいは芽を育てていこうというふうを考えております。

今後ともいろいろ御協力を願うことが多々あるうかと思えますけれども、どうぞひとつよろしくお願ひを申し上げます。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

こんな子供になるといいなという、親の発達期待というんですか。私は最近の子供たちって、ごく限られた子供を見ておりますので一概にすべてがそうだとは言いませんけれども、子供らしさがなくなってきた。

小学校の一年生の子に聞くんです。勉強、大変だけど頑張らなアカんと。子供が何て言うと思ったら「勉強大好き」と言うんですよ。勉強好きな手を挙げてというのと、「はい」とみんな手を挙げるんです。昔はそんなこと言わんですよ。勉強なんか大嫌いと、自分の思ったままと表現しておった。最近、すごく整っておるんです、小さい子が。そうすると心配になるんですよ、大丈夫かなと。大人が期待する、親が期待するようにこたえてやるんです。こういう子が大きくなって大丈夫か。こういうふうにしなきゃいかんと言いながら逸脱するんです。それが許容範囲なら僕はいいと思っておるんです。いいとは言いませんけれども、子供がそうであってほしいという思いがあるんです。

うちの教育委員会のスタッフの方々には別ですけども、教育というか、子育てというのは、知っているからいい子が育つというんなら、学校の先生の子供は全部いい。ところが実際には、学校の先生が我が子を育てていくことに物すごく苦しんでおる方が一杯見えるんですよ。うまくいかないと。外では教育者として、こうあるべき、こういうふう育てていこうと言いながら、かつては御両親が教職につきながら保護観察を受けるとか、本当にその苦しみというのは大変だと思っんですね。

教育長さんのお力はかねがねわかっておりますので、ぜひお願ひをしておきたいことは、昔から言われるじゃないですか。子供を育てていくときに、車のハンドル、真っすぐに進む車、あれ何で真っすぐ行くかといったら遊びがあるんです。何か今の子はば

あっとハンドルを握って前へ走ると、そういう感じがするんです。ゆとりというんですか、遊びという部分。だから車は自分の意思のとおり走ると、そんなのをちよっとお願いして、ぜひいい子供たちを育ててください。犠牲になる子供も涙が出ますけれども、難しいなという。今になって初めて終わったという感じがするんですよ、自分の子供が四十歳になりました。うまくいきませんでした。もう一回育てよといったら、もう二度と嫌。本当に大変なことです。よ、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりましたけれども、町長さんにちよっとお願いをしたら、お尋ねをしたいと思います。

これは僕のことじゃなくて、中日新聞にちよっと出ておったので、ぱっと読んで、ああすごいなと思って、当然、町長さんは読んでおられるし、読まなくても知っておられる方だと思うんですけど、江戸時代に名君と言われて、また名改革者と言われた出羽の国、山形県ですけど、米沢藩主上杉鷹山が、天明五年（一七八五年）に家督を我が子に譲るときに、藩主は住民のために存在し、住民は藩主のためには存在しない」と自分の思いを伝えたと言われております。鷹山が師と仰いだ細井平洲が日ごろ口にした藩主は常に民の父母でなければならぬ」という教えによるものだと言われておりますけれども、世界的にまだ個人の人権問題が課題になっていないときに鷹山が口にした言葉というのは、明らかに主権在民の発想であります。そしてまた鷹山は、財政難のときこそ人材育成が大事であると言って、興譲館という学校を新しく建て、人材育成に励んだと言われております。

組織も企業も、すべて人であります。北方町を受けとめていく人材の育成こそ急務であると思われまます。幸い、若い職員の中には優秀な職員がたくさんおられますので、ぜひ研修の機会を与え、

自己研さんに努めさせて、ただ事務処理をするというだけではなくて、知恵を働かせて創意工夫を凝らして仕事に生かしていける人材の育成をお図りになってはいかがでしょうか。

今、伸びる企業では即戦力としてのヘッドハンティングが盛んに行われております。じっくり育てていく若手職員と、プロとしてすぐ間に合う、例えば、今建築業界が不況ですので、一級建築士とか、あるいは税理士とか、その他専門の資格を取った職員の中から中途採用というのも視野に入れて、民間の企業感覚でこれからの厳しい時代を乗り越えられてはいかがでしょうか。町長さん自身がまさしく民間人ですので、よくおわかりになっておると思いますけれども、私、今回の質問をするのに木野村課長のところへちよっと邪魔しました。そうしたら、若い職員ですが、大変優秀です。すごいなと思ったんですよ。

ちよっと話がそれて、特養の施設を見てきたかと聞いたら、大和園へ昔行ったきり、どこも知らんと言うんです。だからこれはもう施設全部連れていって、グループホームを見て、例えばもし紹介とか、自分で申し込みを受けた人があそこに行かれたんだなというのがやっぱり浮かばなあかんです、頭の中に。事務的に割り振りとかというんじゃない。こういう優秀な職員、たまたま精読をやりましたけれども、村木課長を助けた職員も初めてお目にかかりまして、聞いたらやっぱりトラバーユだということでありましたので、五年、十年かかるというか、育てていくにはやっぱり時間がかかりますので、そういう人はそういう人でなくてはならないと思うんですけれども、今の北方町の中で、そうすると、例えば入札があっても、うちもプロがおれば、申告でも税理士がおれば、そんなもの。ぜひお考えをいただきたいと思えます。

大変長くなりました。ありがとうございました。議長、終わり

ます。

一、議長 答弁は要りますか。

一、六判 立川良一君 はい、お願いします。

一、町長 職員研修の大切さは、私も町長就任以来大変気にとめておるところでございます。いろいろな研修は積んできておるつもりでございます。ただ、視点を変えて、今議員がおっしゃいましたような方向での広い意味での研修というのは、なるほどきょうまでの職員研修の中では欠落をしておる部分かなあと思いますが、そういう点にも目をやって、職員が広い視野に立って住民の皆さんと対応することができるよう、これから心がけてまいりたいというふうに思っております。でございます。

いろいろ研修の内容もお話をしようと思いましたが、ちょっと割愛をさせていただいて、御指摘に沿って別の角度からの職員研修というの、これから取り組んでまいることをお約束させていただきます。とおっております。でございます。

それから職員採用について、中途採用というんですか、平べったい言葉でいうと。そういう職員の採用も多いに凶れというお話でございますが、これは率直に申し上げてそういう気持ちでございまして、来年度もそういう職員を一名採用する計画をいたしております。ただ、こういう小さな役所は、採用する職員が一人か二人なんです。毎年。ですから、そちらにばかり気が行きますと、職場の年齢構成、職員階層の構成の仕方がまた問題になってきたりして、どっと退職者が出ると思えば、ちっとも退職者がなかったりというようなケースも出てまいりますので、長期的に、総体的に職員を採用することが必要だと。

それからもう一つは、私はそれほど優秀な人間でありませんか、あまりきつく申し上げると、おまえはどうかと言われるかも

しれませんけど、公務員というのは身分保障が徹底をされておるんです。私も民間の感覚からいたしますと。採用をしてみただったらやめていただくという制度がないんです。汚職か何かをやればやめていただきますけれども、最後まで面倒を見てもらうのか、見られるのか、どっちか知りませんが、とにかくおっただいかなきゃならん。すると、宝くじに当たったようなもので、いい職員が採用できますと大変役場に、あるいは町民にとって有益なんですけれども、ちょっと言葉が過ぎたらお許しをいただきたい。どうにもならんのが中にはあるんですね、これは本当のことを言っています。そういう人たちに当たりますと、これは大変でございます。その人たちも間に合わんからおやめいただくというわけにはいかないので、六十歳の定年までおっただいかなきゃならん。ですから、採用試験というのは非常に、私が町長を務めるなんていうのは北方町の歴史からいってごくごく何ミリの間でございますけれども、そういう長期的な見通しに立ちますときの職員を採用する責任というものは本当に身にしてみても、それだけにまた慎重にやらなければならんというふうに思っております。でございます。

ただ、ちょっと今そういう専門職というんですか、建築士とか、もっと飛躍をされるとお医者さんとか税理士さんとか、そういう分野の職員も雇って活性化せよというお話だと思っております。これはさかのぼりますと合併のときの議論もそういうお話があった、合併するとそういう職員も、岐阜市の例が一番いい例ですけど、でも、そういう職員も岐阜市の職員として採用して、役所の中身を充実させて、自分たちでいろんなこともやれるじゃないかという話があったんですけれども、北方町のような小さな町でそういう専門職を雇うというのは非常に難しいんですね。一般職とし

て、あっちの仕事もできて、こっちの仕事もできて、人事異動もスムーズにそういう人たちの交流を行って、役場の職員構成というのができるというふうにしませんと、やっぱり人事異動とか何とか、いろんな仕事の上で障害が出てまいります。

わずかか百三十何名の職員数でございますから、御指摘はなるほどだと思いますけれども、実態面ではそういう職員を採用することは不可能に近いですね。これは金銭面だけではなしに、応用ができませんから。税理士さんを雇って税務の仕事だけやっておってもらうわけにはいかんわけですし、お医者さんを雇ってお医者さんの仕事だけ、住民の健康管理だけやっておってくださいというわけにいかんわけで、人事異動をやらなきゃいけませんし、教育委員会へ行っても間に合う人、受け付けをやって間に合う人という職員を採用しなければなりませんから、俗に言う一般職としての職員を最大限効果を生むように使わなければなりませんので、なかなかそういう御期待に添うことはできない。これは率直にお答えをして、実情を御理解いただきたいと、こういうふうに思っておりますでございます。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。

それをずうっとやらせるとかという意味じゃないんで、一つ間に合う人は三つや四つ何をやっても間に合うし、あかん人は何をやってもあかんし、まああるんでしょうけれども、すぐに応用できるといいますか、役場の仕事の中で、北方町役場というのは住民サービス会社というか、住民のためにあるわけですので、ぜひそういう感覚で面接をしていただくと大変有能な人材が得られるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

一、議長 これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明二十七日と二十八日の二日間は休会いたしたいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明二十七日と二十八日の二日間は休会とすることに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第三日は、二十九日午前九時三十分から本会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変に御苦労さまでございました。

午後三時十五分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年九月二十六日

議 長

署名議員

署名議員